

第2章 和歌山市の現状分析

■人口

- ・ 昭和60年（1985年）をピークに減少し、平成27年（2015年）時点では約36万人まで減少している。
- ・ 高齢化率は平成22年（2010年）に25%を超過。将来（平成52年（2040年））においては38%まで上昇。
- ・ 将来（平成47年（2035年））には、中心市街地の人口密度が40人/haを下回る可能性がある。
- ・ 若者の世代の大阪府、東京圏への転出が多い。

■土地利用

- ・ 市街化調整区域内の人口増加率が、平成2年以降、市域平均を上回っており、市街地の拡大傾向が続いている。

■都市機能

- ・ 市域全体では、医療・福祉、商業機能が充実しており、特に中心市街地では、大型商業店舗、大規模病院などの広域型の都市機能に関連する施設が立地している。
- ・ 一方で、商業施設や医療施設は郊外へ移転しているケースもあり、中心市街地にも低未利用地等が多くみられ、中心市街地での空洞化が進んでいる。

■進学・就職

- ・ 県内高校卒業生数に対する県内大学入学者数（大学収容率）は、全国ワースト1位であるなど、学びの場が少ない。
- ・ 市域全体で事業所の減少、求人倍率も全国平均を下回るなど、働く場の減少が生じている。

■都市交通

- ・ モータリゼーションにより、自動車分担率が増加、公共交通利用の低下が見られる。
- ・ 路線バスは、中心市街地と国道42号沿線で運行本数が多い。
- ・ 郊外では、利用者数減少により、路線バスの路線廃止が進んでいる。

■経済・財政

- ・ 市内の商業施設数（卸売・小売計）は、昭和57年をピークに減少傾向にある。
- ・ 生産年齢人口の減少などの影響により市税収入の大幅な増加は見込めない一方で、インフラの老朽化による更新や長寿命化などの費用、高齢化の進行などに伴う扶助費などの社会保障関連経費が増加していくと見込まれている。

■災害その他の土地利用規制

- ・ 市内には土砂災害警戒区域その他の土砂災害に関連する法規制のほか、南海トラフの巨大地震等に係る津波浸水・地震被害が想定される区域がある。
- ・ 都市計画による地域地区、農業・森林・自然環境に関する土地利用規制がある。

■市民意識その他

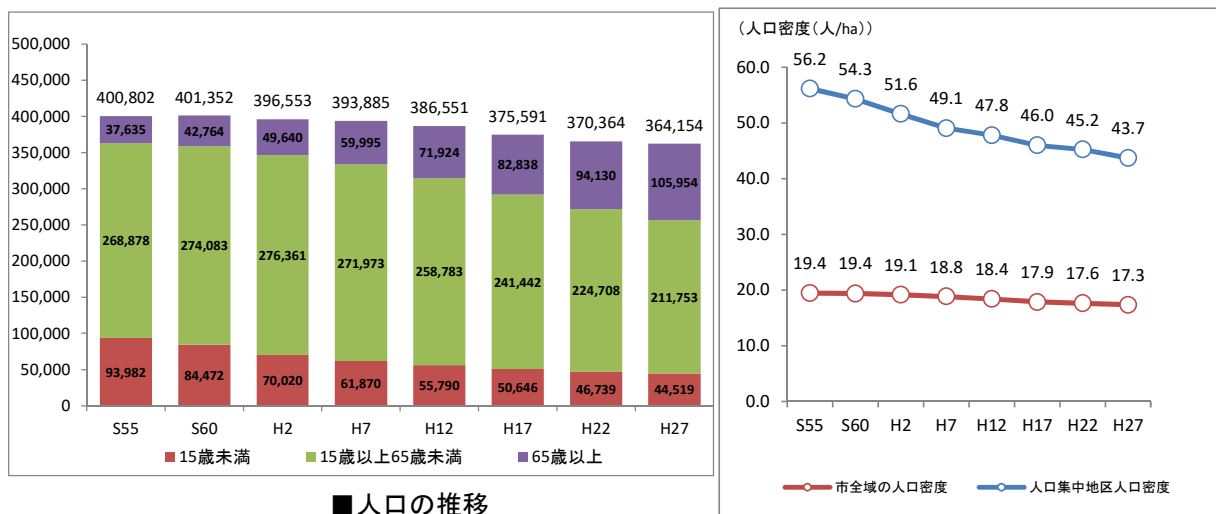
- ・ 市民は、都市機能に近接してその利便性の高いことを住みやすいと感じ、それを要因に居住地を選ぶ人が多い。
- ・ 日常的に利用されている施設は「商業施設」「医療施設」「子育て施設」「介護施設」であり、「介護施設」で送迎バス利用が多いことを除き、自動車による利用が多い。

1. 人口

(1) 人口の推移

和歌山市の総人口は、昭和60年の約40万人をピークに減少傾向にあり、平成27年時点では約36万人まで減少しています。その内訳では、65歳以上の高齢者の人口が増加しており、平成2年の5万人弱から平成27年までの25年間に2倍以上の10万人に増加し、高齢化率(65歳以上の人口割合)は30%近くに達しています。その一方、生産年齢人口と幼年人口は減少傾向にあり、同時期に生産年齢人口は23%、幼年人口は36%減少しています。

市内の人口集中地区は、北部や東部の郊外部で拡大しており、面積は増加していますが、人口密度は低下しています。今後、市街地における人口密度の低下に伴い、生活に必要な都市機能の立地・維持や、公共交通の経営が困難になることが予想されます。

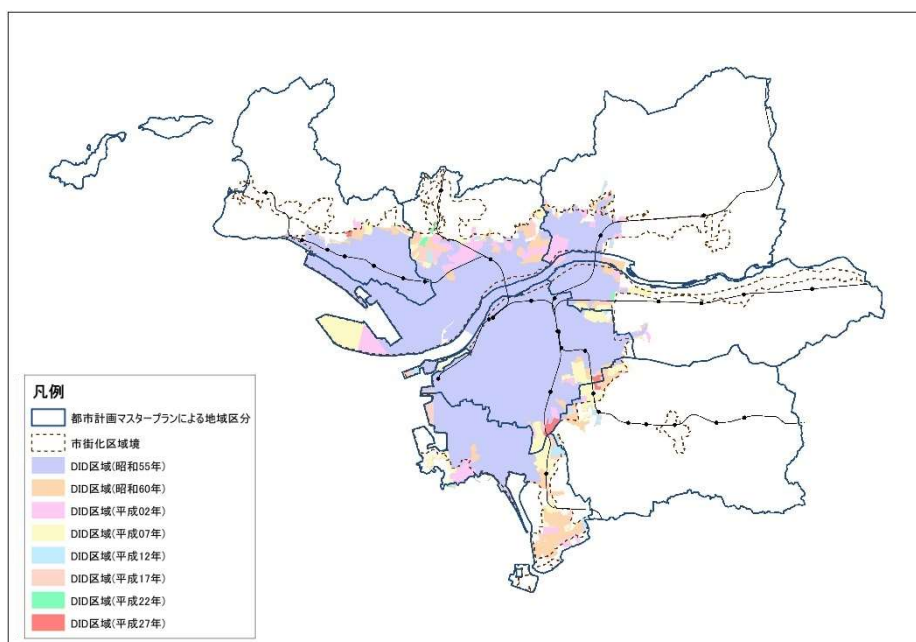


■人口の推移

■人口密度の推移

資料：国勢調査

資料：国土数値情報 人口集中地区データ、和歌山市統計資料



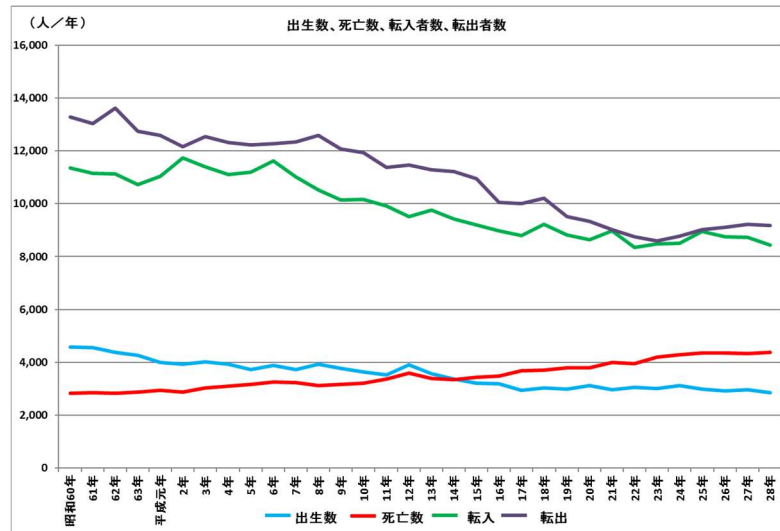
■DIDの変遷

資料：国土数値情報 人口集中地区データ、和歌山市統計資料

(2) 人口の自然増減・社会増減

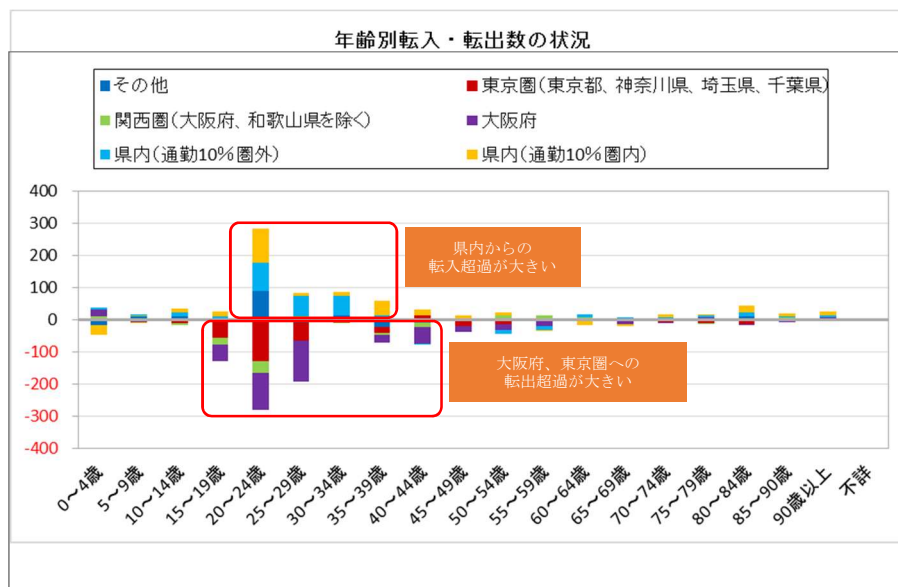
和歌山市の人口は、平成15年を境に自然増から自然減に転じています。一方、転出者数が転入者数を上回る転出超過が続いていましたが、平成21年頃から両者の差が小さくなっています。

転入については、20歳～24歳の世代で和歌山県内からが多く、転出については、15歳～29歳の世代で大阪府、東京等への転出が多くなっています。大学進学や就職をする年代で、大都市に移り住む傾向が強いと考えられます。転入・転出者数は長らく減少の傾向にありましたが、平成23年頃から転出者数が増加に転じています。



■自然増減、社会増減の推移

資料：和歌山市統計資料



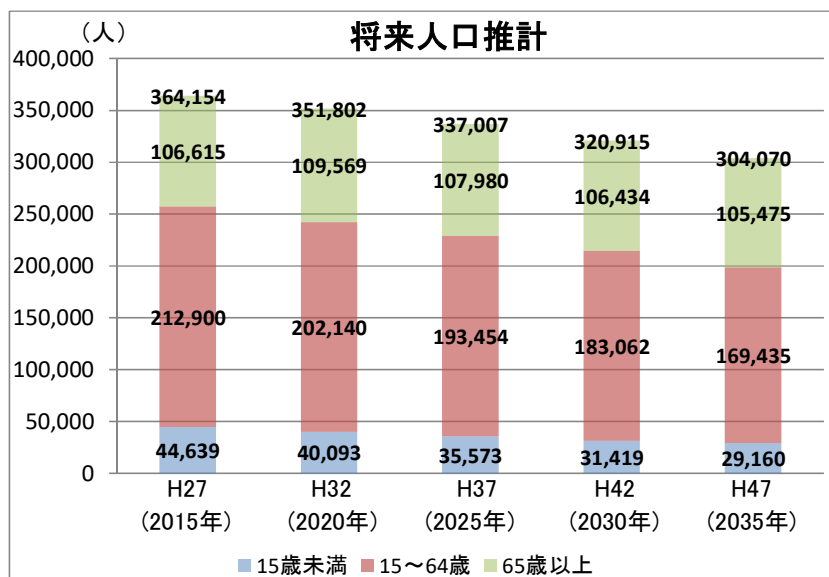
■世代別の転入、転出

※10%通勤圏とは、住んでいる市町の通勤通学者のうち、10%以上を占める通勤通学先をいいます。

資料：2013年住民基本台帳人口移動報告をもとに国が作成したデータ

(3) 将来人口

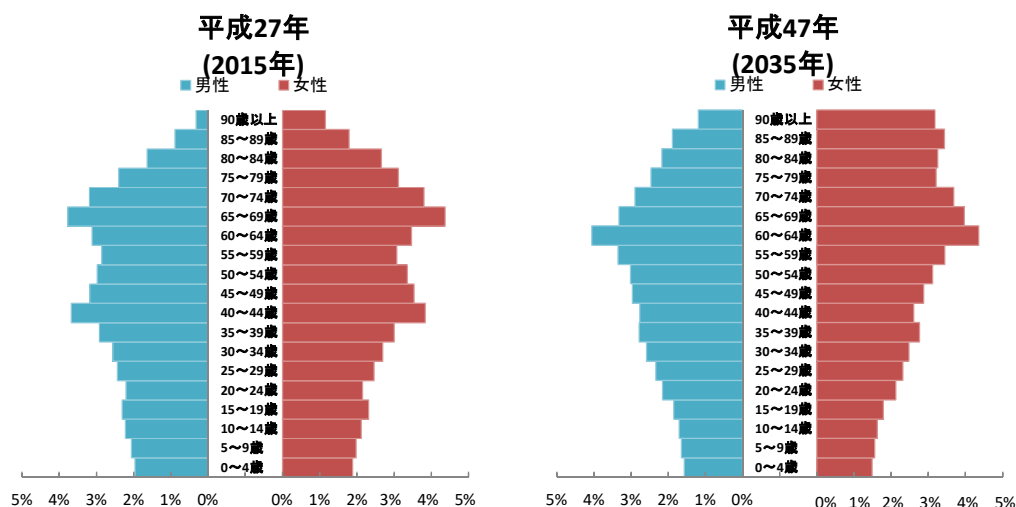
前述のように和歌山市の人口の推移は減少傾向を示してきましたが、今後この傾向は強まり、平成 47 年（2035 年）時点で約 30.4 万人と、平成 27 年（2015 年）時点に対し約 17%減少すると予測しています。年齢層別には、65 歳以上の高齢者層がほぼ横ばいと見込まれるのに対し、生産年齢人口は、平成 27 年（2015 年）の約 21.2 万人から平成 47 年（2035 年）には約 16.9 万人に約 21%減少し、総人口より早いペースで減少すると予測しています。生産年齢人口の減少は、都市の活力の低下、税収の減少、公共交通利用者の減少などを招くことが危惧されます。



■ 将来人口予測

資料：社人研*推計に平成 27 年国勢調査を加味して推計
 ※国立社会保障・人口問題研究所の略称

男女別に年代別の人口構成を示す人口ピラミッドを描くと、平成 27 年（2015 年）時点ですでにピラミッドではなく「頭でっかち」になっていますが、今後さらに進行し、平成 47 年（2035 年）には「コマ（独楽）」の形にも見え、さらに将来には「逆ピラミッド」になる可能性があります。



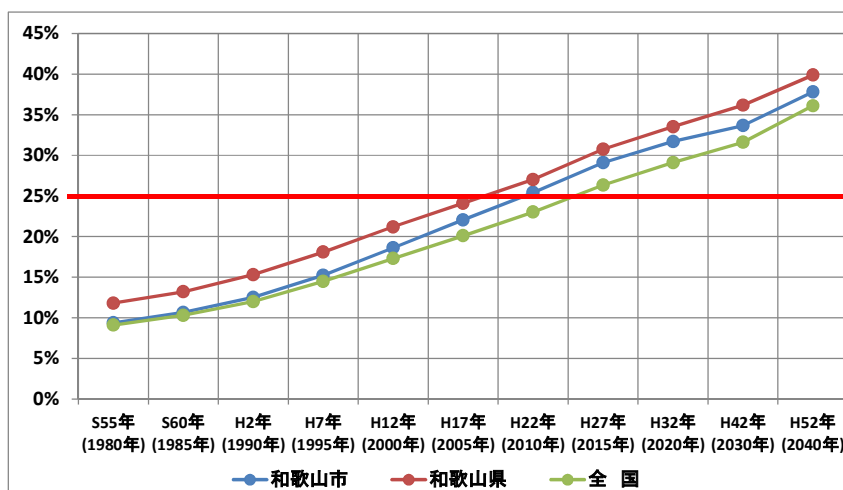
■ 人口ピラミッド（平成 27 年（2015 年）、平成 47 年（2035 年））

資料：社人研推計に平成 27 年国勢調査を加味して推計

(4) 高齢化の進展

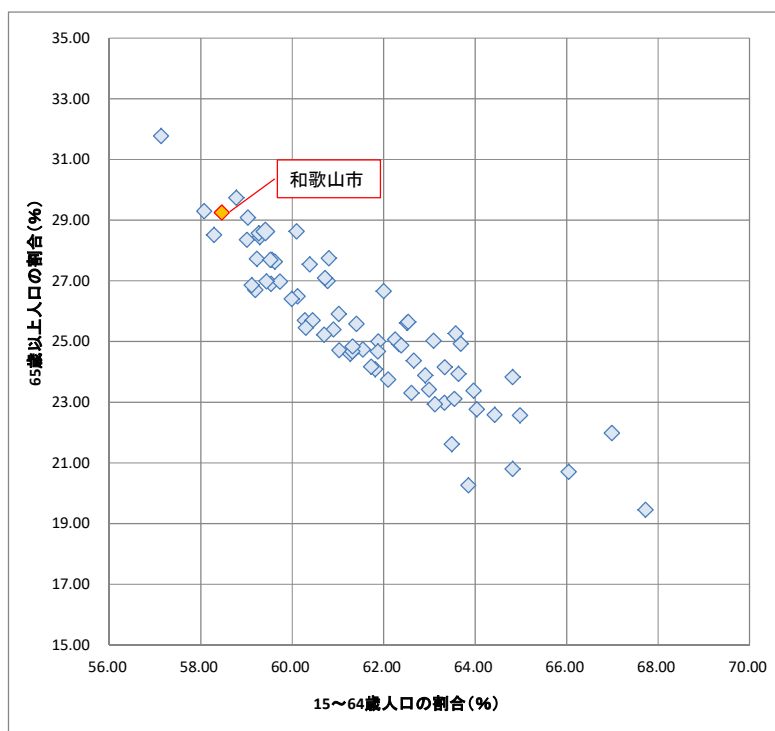
和歌山市の高齢化率は平成 22 年（2010 年）で 25%を超え、平成 52 年（2040 年）には約 38%に達すると予測されています。全国平均に比べても高くなっています。全国の人口 30 万人以上の中では、15～64 歳の生産年齢人口の割合が少なく、かつ高齢化率が高いことが特徴的です。

高齢者人口の増加により、歳出に対する民生費（福祉等に要する費用）の割合も増加することから、社会資本整備や維持管理に対する予算の確保がますます困難となる一方、高齢者が必要とする都市機能の整備や高齢者の移動に対する支援など、高齢者向けのまちづくりの必要性も高まってきます。



■ 高齢化率（65歳以上）の推移

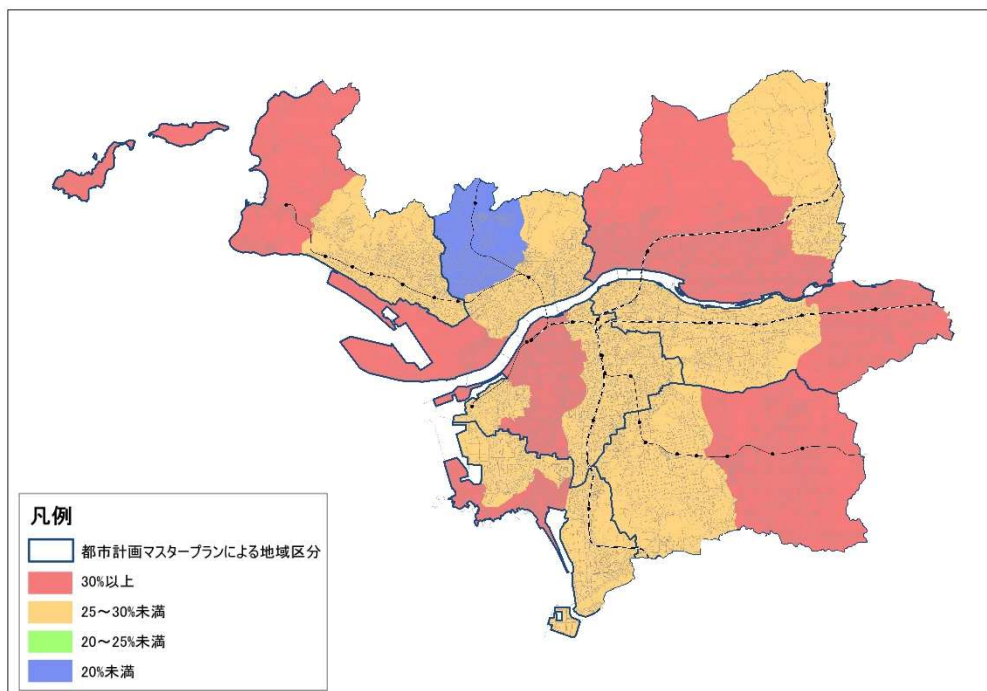
資料：昭和 55 年（1980 年）～平成 27 年（2015 年）国勢調査、平成 32 年（2020 年）～社人研推計



■ 人口 30 万人以上の都市の高齢化率の分布（平成 27 年）

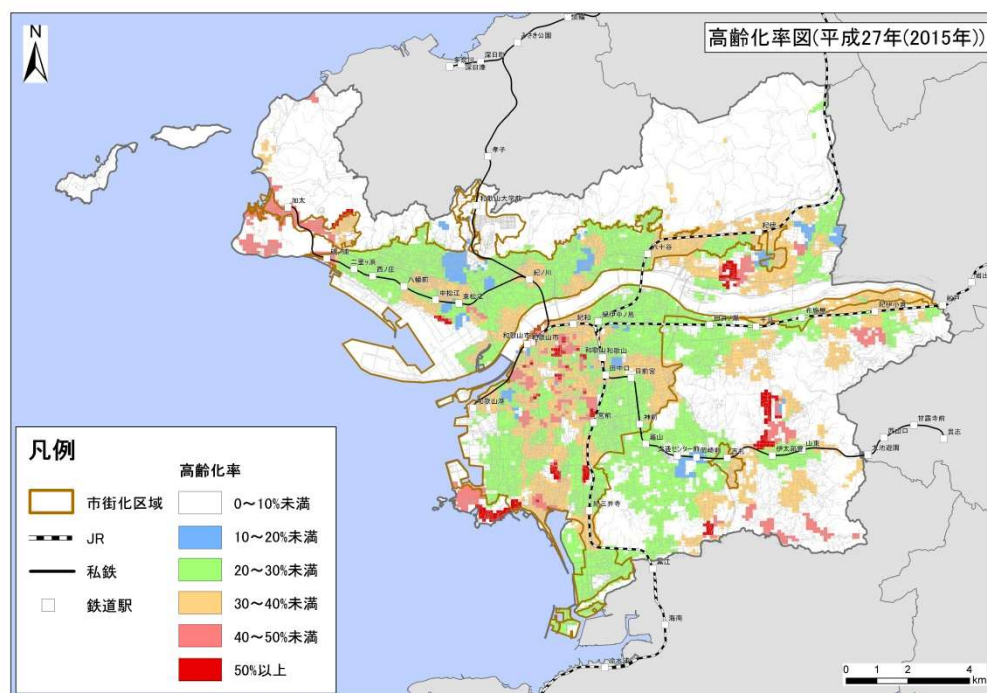
資料：平成 27 年国勢調査により作成

高齢化は市域の外縁部で進んでいる一方、中心市街地でも 30%以上と高くなっています。



■地区別高齢化率（平成 27 年）

資料：平成 27 年国勢調査により作成



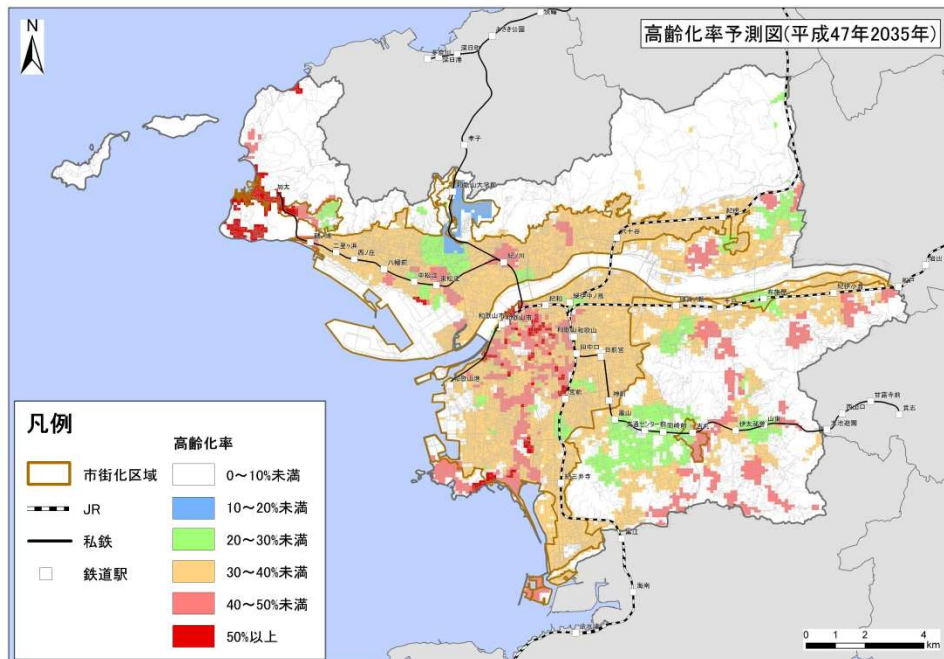
■高齢化率図（平成 27 年）

資料：平成 27 年国勢調査により作成

今後も市域の外縁部と中心市街地においては、人口減少の中で生産年齢以下の人口の減少も進むことにより高齢化率が高止まりすると見られますが、高齢者の人口密度の変化としてはその間の市街地周辺部においても増加率が高くなると予測しています。これまでの郊外開発により

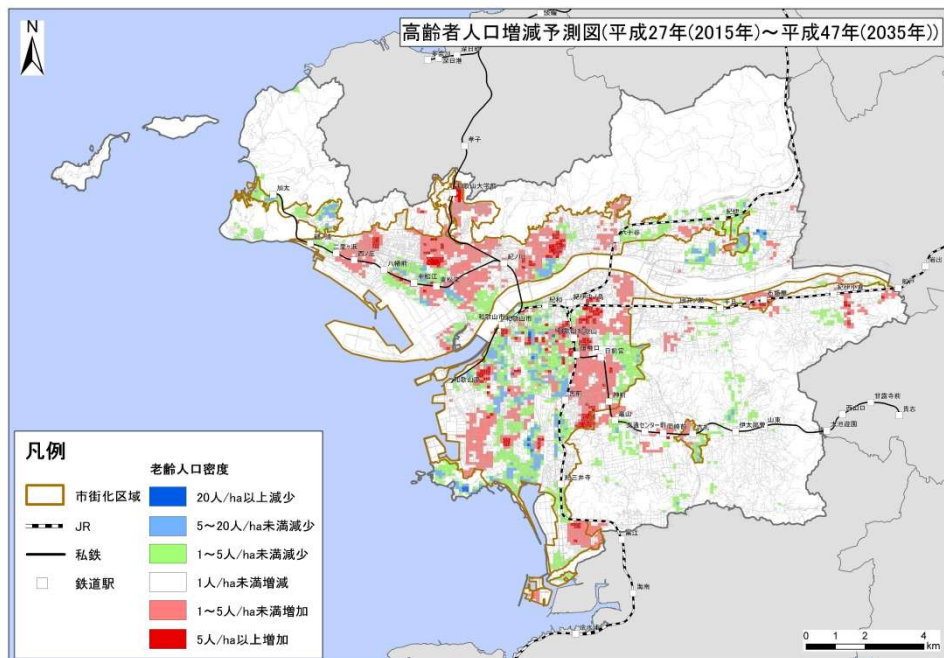
住み着いた団塊の世代に代表される世代が高齢化していくことが背景にあると考えられます。

従って今後、現状のまま推移すれば、市街地周辺部において、公共交通サービスはじめ、お年寄りの増加に対応した高齢者福祉のための基盤整備・維持管理が必要になることが予想されます。



■高齡化率予測図（平成47年（2035年））

資料：平成27年国勢調査結果を基に推計



■高齡者人口増減予測図（平成27年（2015年）～平成47年（2035年））

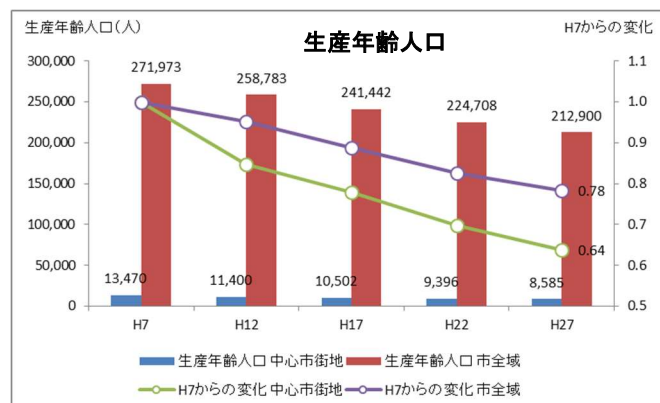
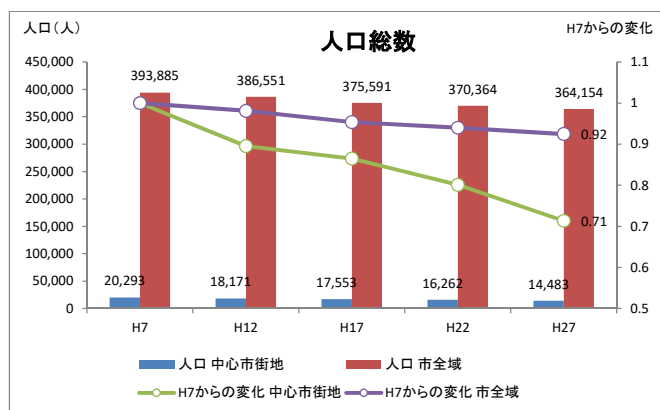
資料：平成27年国勢調査結果を基に推計

(5) 中心市街地の人口の減少

中心市街地では、人口総数、生産年齢人口ともに減少傾向にあります。

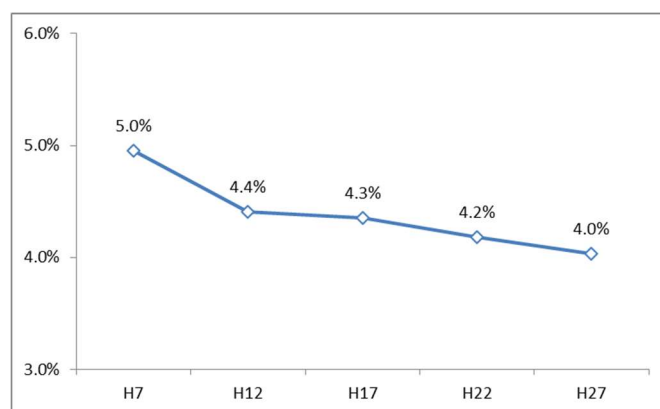
平成7年を基準とした中心市街地の減少率は、市全域の減少率を上回っています。生産年齢人口については、市全域人口に比べ減少率が大きくなっています。生産年齢人口の減少は、中心市街地の賑わいの低下の要因になっていると考えられます。

生産年齢人口の市全体に占める中心市街地の比率も減少していることから、生産年齢人口が拡散していることが分かり、中心市街地の活力低下がさらに危惧されます。



■ 中心市街地の人口の推移

資料：国勢調査より中心拠点再生地区（都市再生整備計画）のエリア内人口を算出

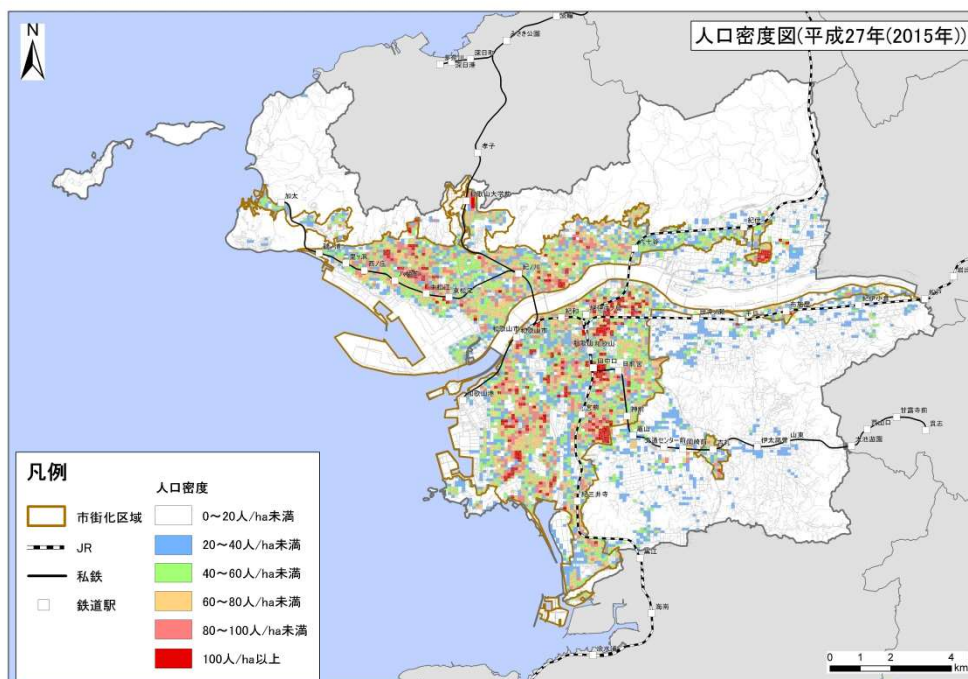


■ 生産年齢人口の市全体に占める中心市街地の割合

資料：国勢調査より中心拠点再生地区（都市再生整備計画）のエリア内人口を算出

(6) 人口密度の低下

市域全体の人口が全体として減少傾向にある中で、郊外での住宅開発が進行したことにより人口密度の低下がみられます。

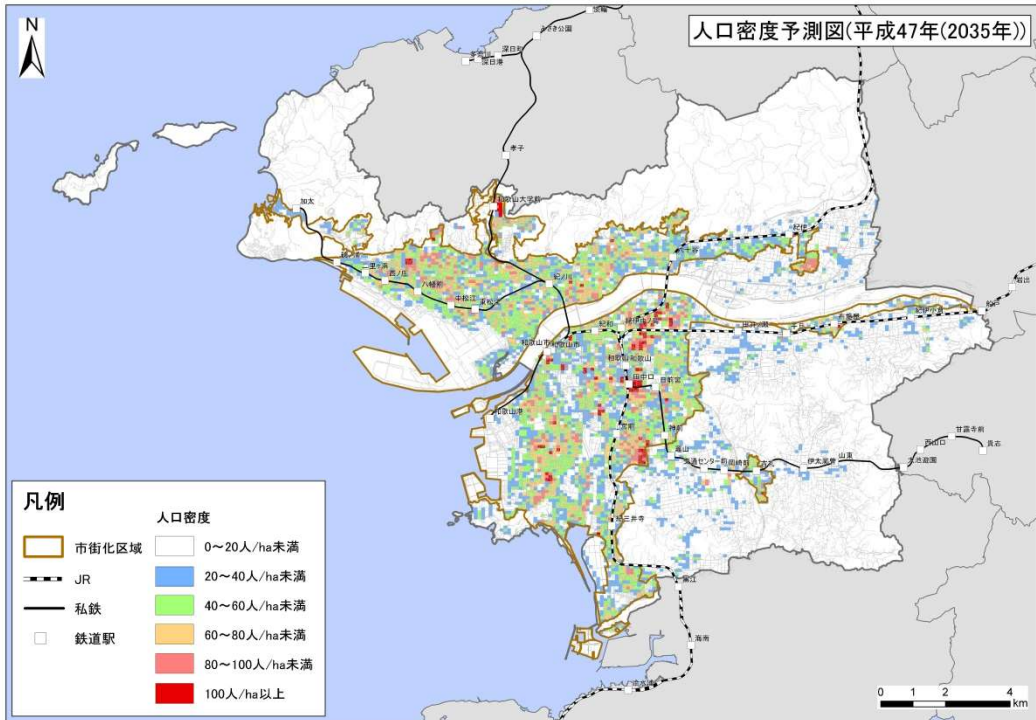


■人口密度図(平成27年)

資料：平成27年国勢調査により作成

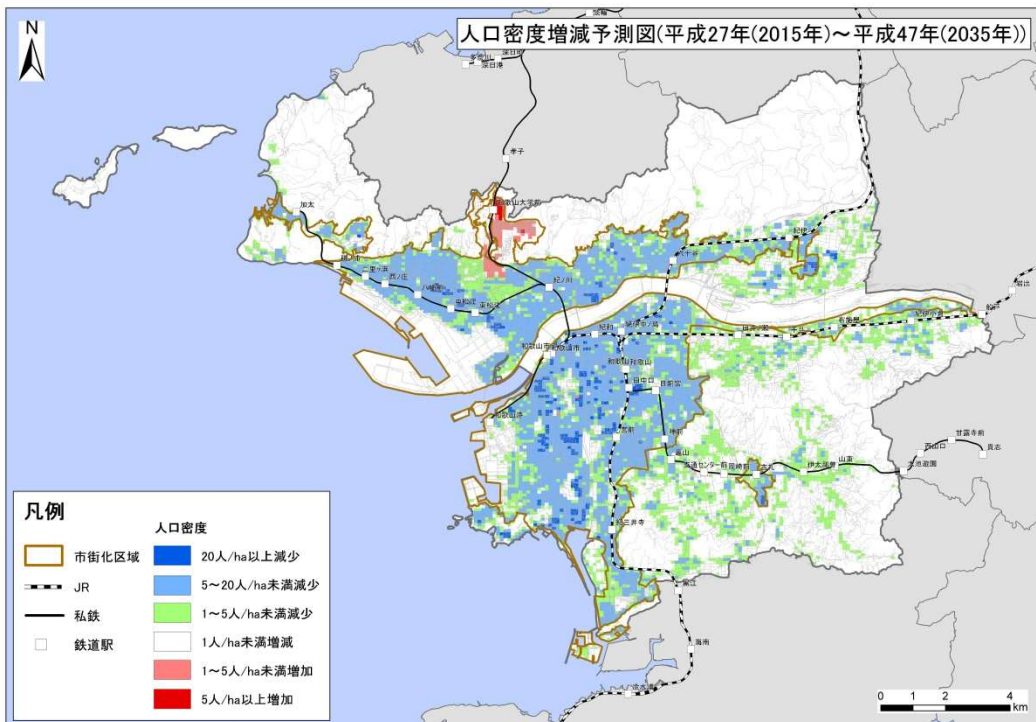
中心市街地においても人口減少が著しく、平成47年(2035年)には人口密度が、人口集中地区を定義する水準である40人/haを下回る可能性があります。これまで整備されてきた都市基盤や都市施設等が十分に活用されず、都市機能の集積により魅力の向上を図るべき中心市街地の空洞化が進行するおそれがあります。

人口密度の変化としては中心市街地とその周辺部の低下が大きくなることが予測されることから、生活サービス機能の維持に関する経済性が低下することが懸念され、都市経営の持続性の観点から対応が必要と考えられます。



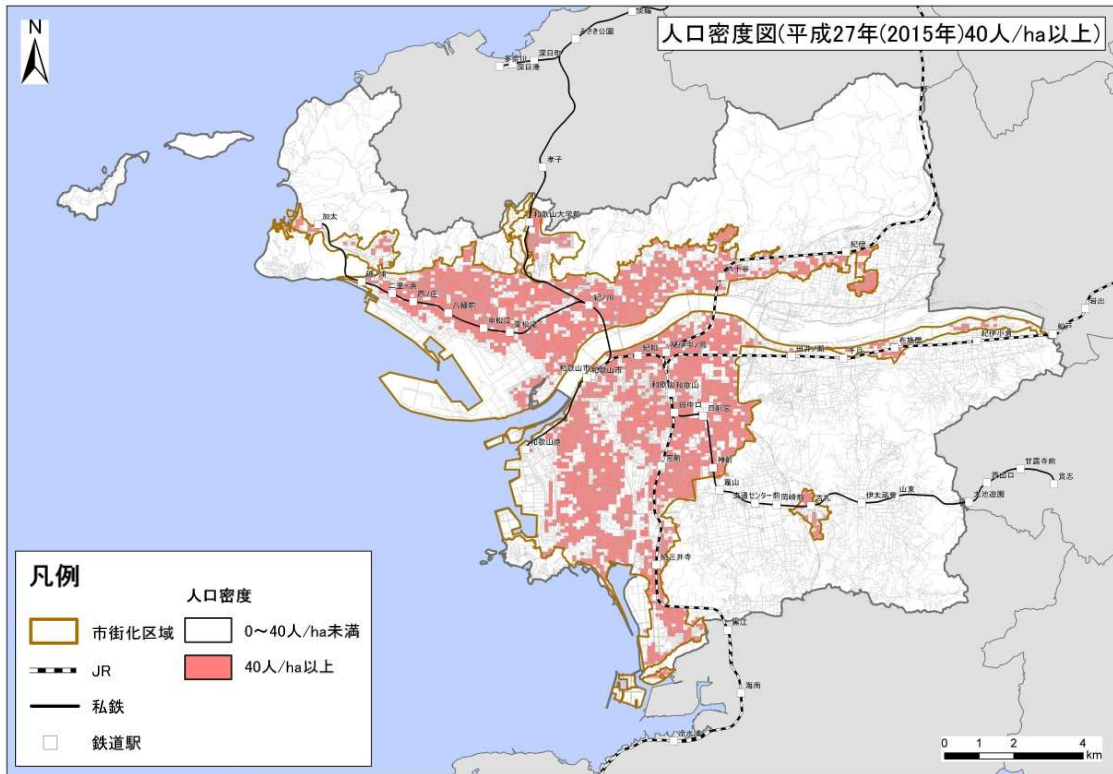
■人口密度予測図（平成47年（2035年））

資料：平成27年国勢調査結果を基に推計



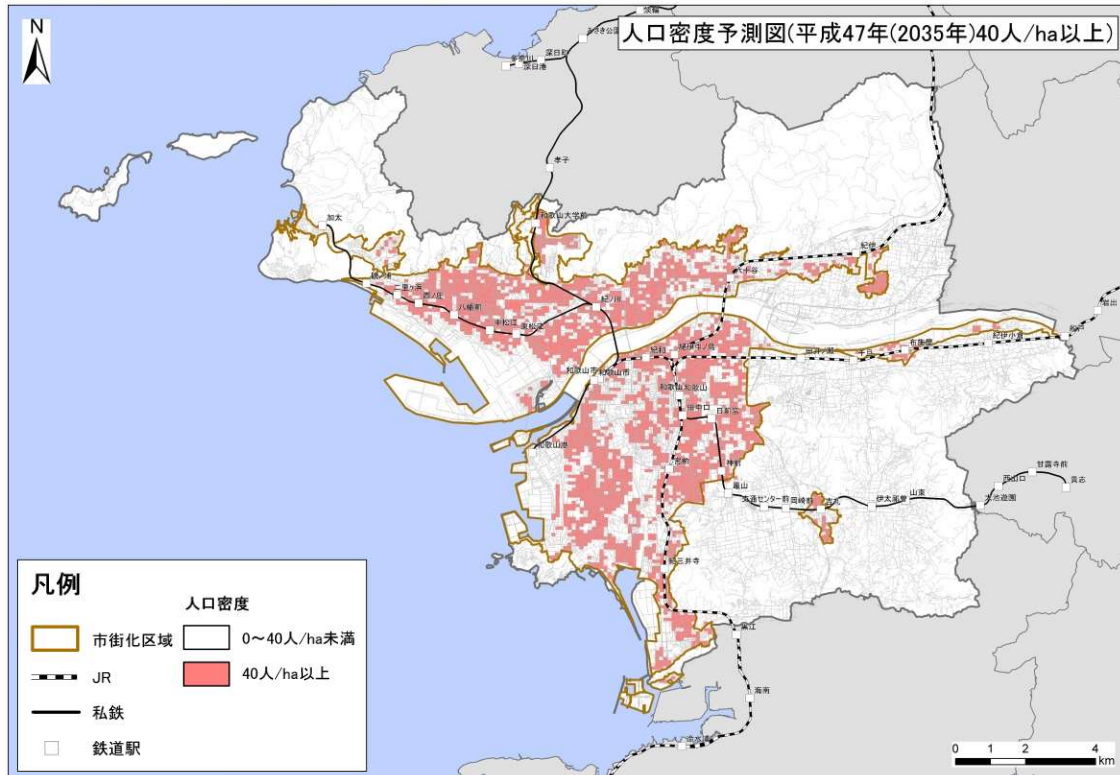
■人口密度増減予測図（平成27年（2015年）～平成47年（2035年））

資料：平成27年国勢調査結果を基に推計



■人口密度図（平成 27 年 40 人/ha 以上）

資料：平成 27 年国勢調査により作成



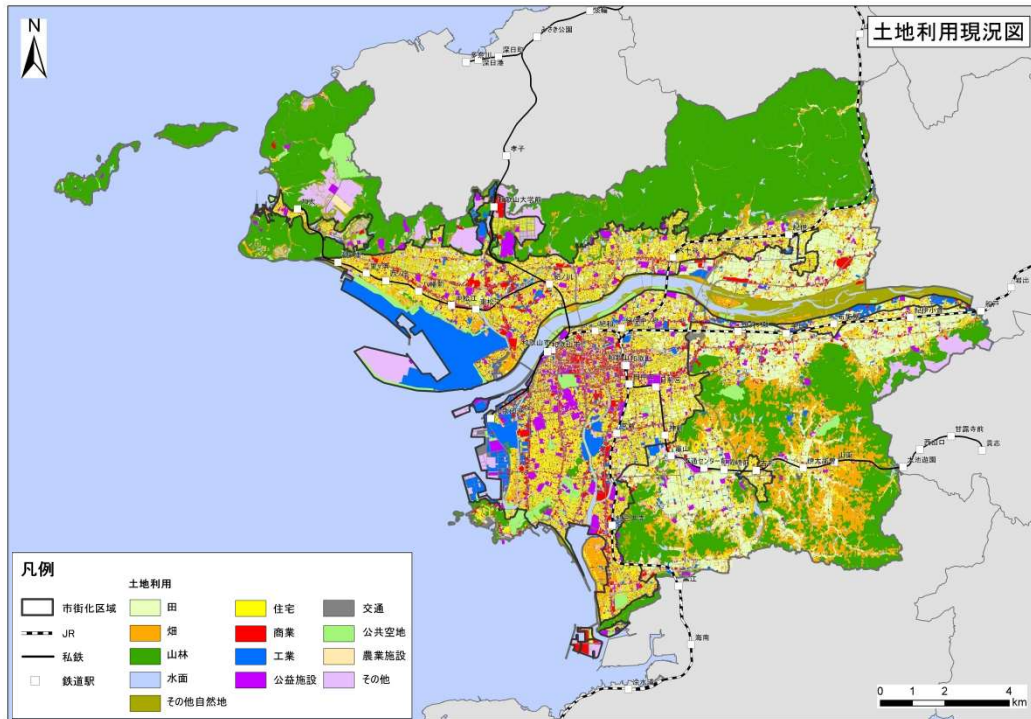
■人口密度図（平成 47 年（2035 年）40 人/ha 以上）

資料：平成 27 年国勢調査結果を基に推計

2. 土地利用

(1) 土地利用

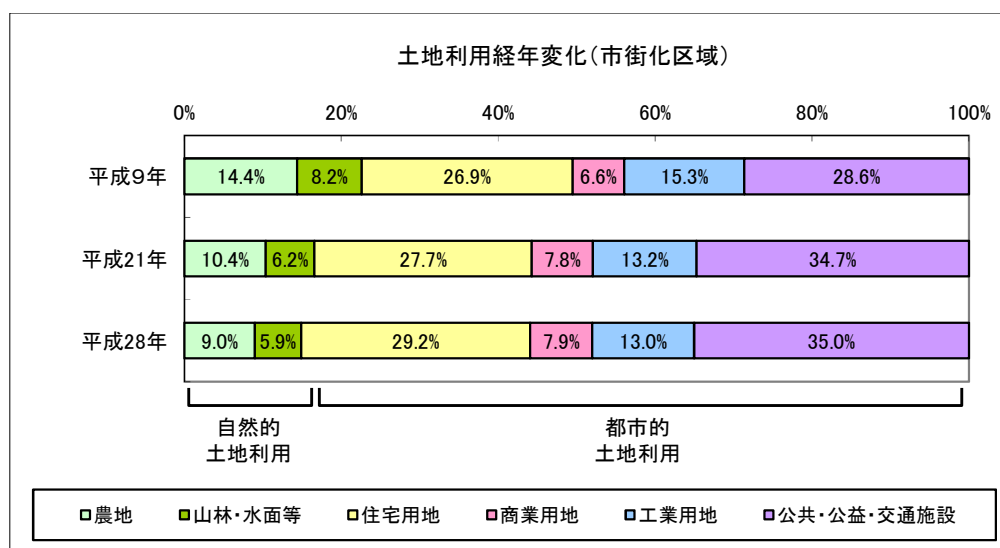
和歌山市の土地利用は、商業・業務機能の集積した中心市街地、住宅及び商業の混在する周辺市街地、臨海部の工業地、郊外の住宅地、これら既成市街地の外縁部に広がる農地と山地で形成されています。



■土地利用現況図

資料：和歌山市都市計画マスタープラン

平成9年から平成28年の間で、住宅用地、商業用地の比率が増加している一方で、農地や山林、工業用地の面積割合が減少しています。工業用地に関しては宅地への転用が1つの原因と考えられ、農地や山林は、道路整備、宅地開発等による都市的土地利用への転換によるものと考えられます。



■土地利用の変化

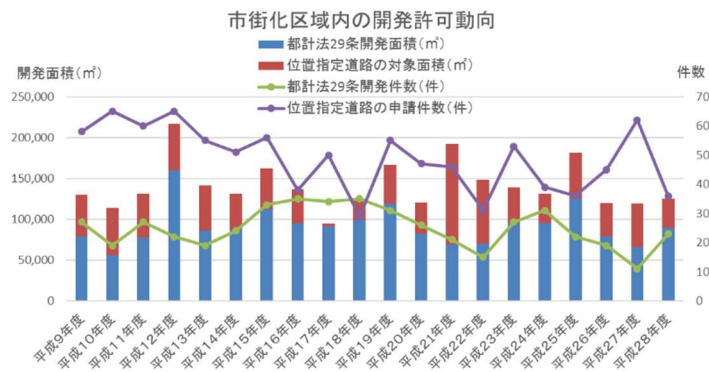
資料：和歌山市都市計画マスタープラン

(2) 開発の動向

市街化区域における開発面積は、平成9年度から年間10万～20万㎡程度で推移し、最近では、平成25年度に増加したものの、その後は横ばいの傾向にあります。

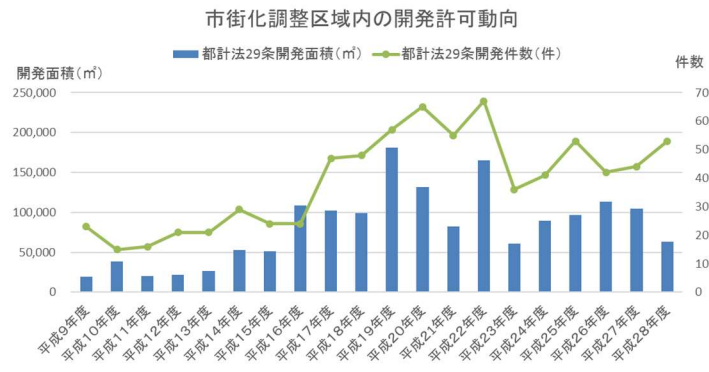
一方、市街化調整区域においては、平成12年の都市計画法の改正により市街化調整区域における開発基準が緩和されたことを受け、平成16年度以降大幅に増加し、平成21年度、平成23年度に減少したものの、平成27年度まで年間10万㎡程度の開発が進んでいます。

市街化調整区域の人口は市域全体では減少しているものの、平成2年以降増加しており、同時期の開発面積の増加と相まって、市街地の拡大傾向が続いていると言えます。



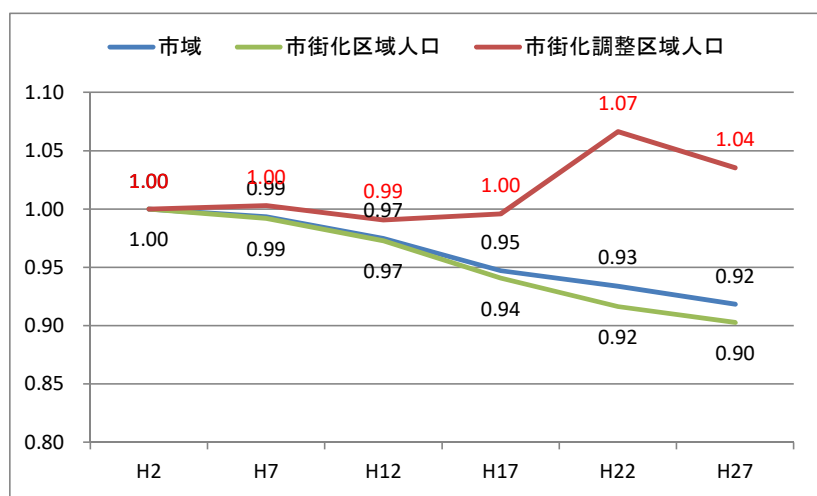
資料：[都計法29条]
和歌山市開発許可台帳
[位置指定道路]
建築行政年報

■市街化区域内の開発許可動向



資料：和歌山市開発許可台帳

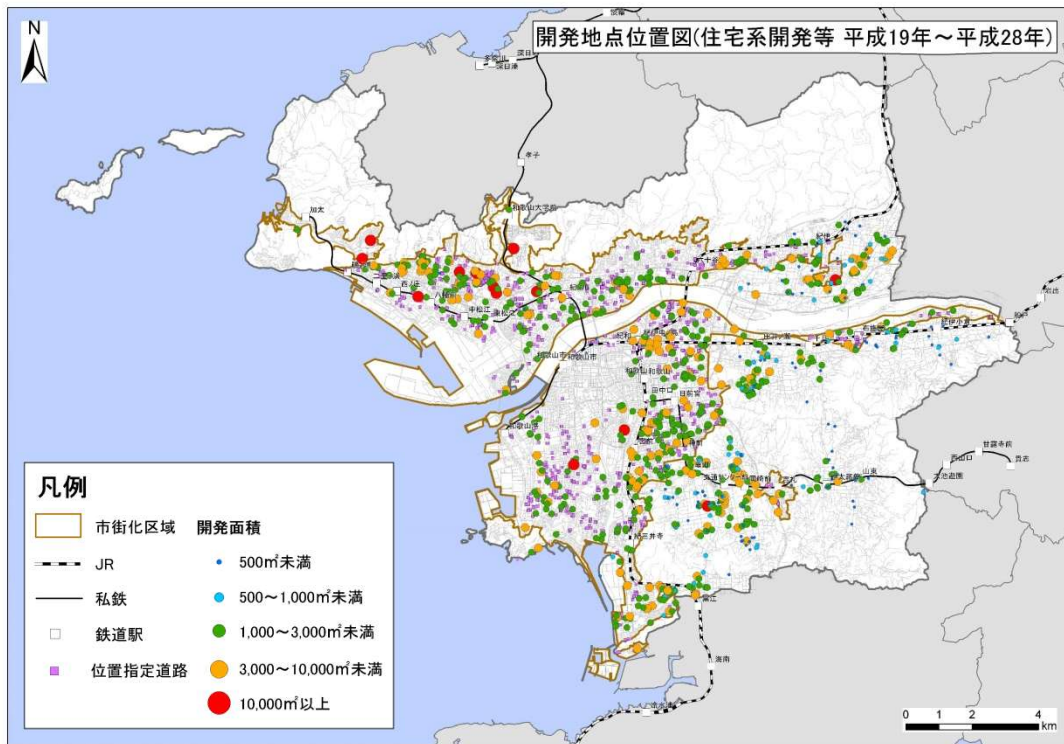
■市街化調整区域内の開発許可動向



資料：国勢調査より作成

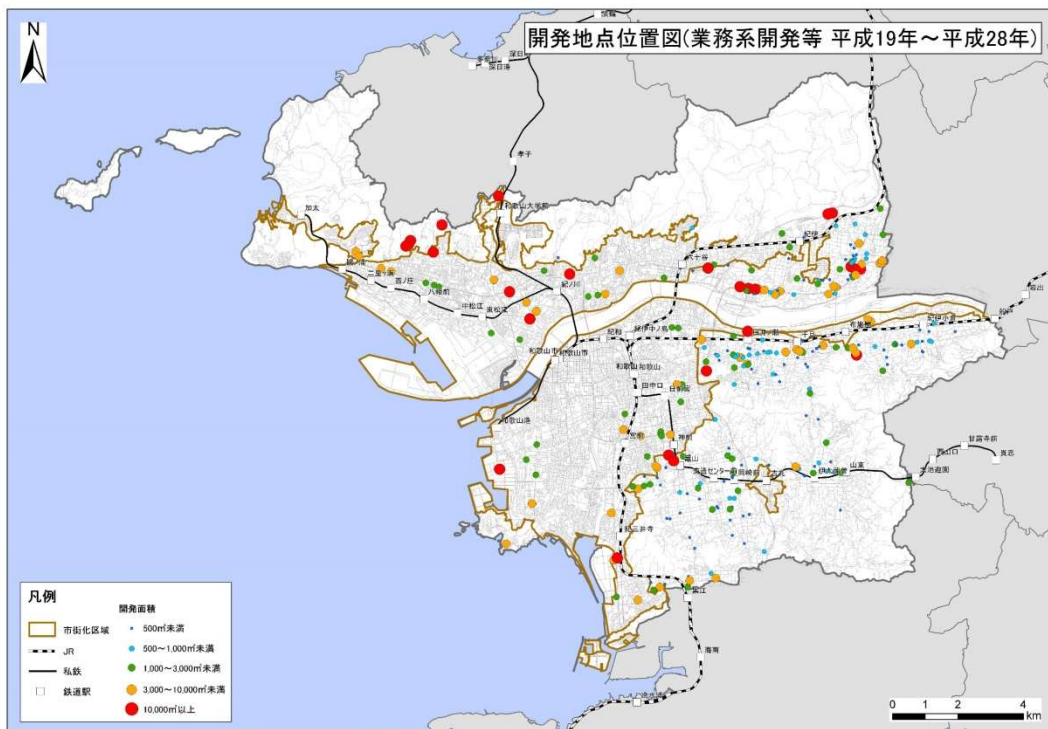
■区域別の人口増減率 (対平成2年)

また、近年（平成19年～平成28年）では、市街化区域の中でも、ほとんど開発が行われていない地域も見られます。



■開発地点位置図（住宅系開発等 平成19年～平成28年）

資料：和歌山市開発許可台帳より作成



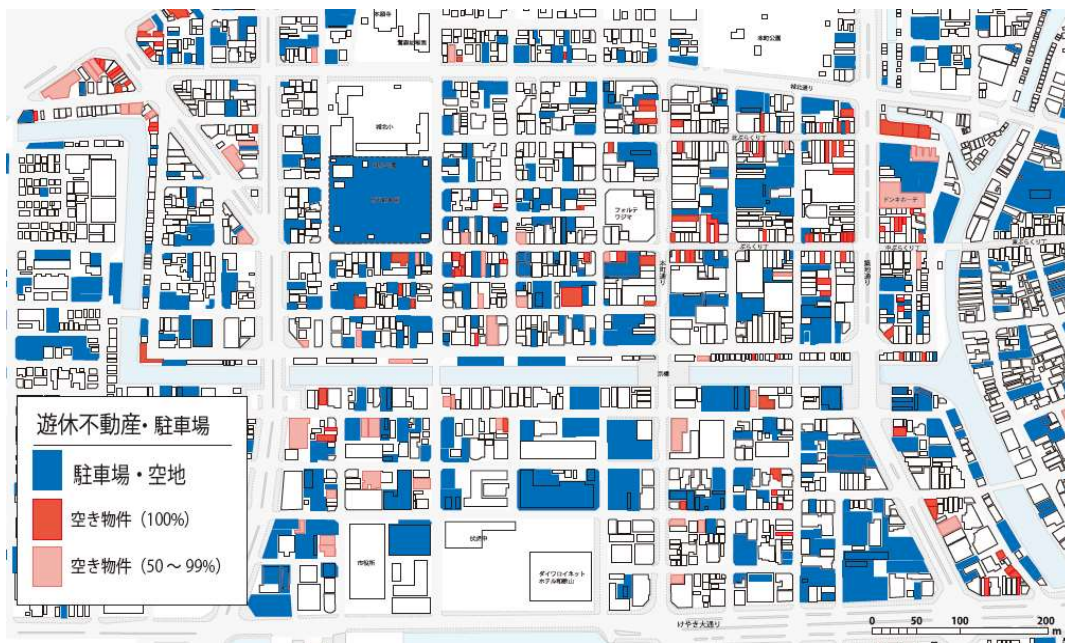
■開発地点位置図（業務系開発等 平成19年～平成28年）

資料：和歌山市開発許可台帳より作成

(3) 低未利用地

けやき大通り北側の中心市街地の商業・業務地において、駐車場が宅地の3割程度を占めており、空き物件50%以上の宅地も数多く見受けられます。

このように中心市街地においても、建物などで利用されていない、または低未利用の宅地が多くあることから、中心市街地の空洞化が進んでいることが分かります。



■平成26年 遊休不動産・駐車場調査

資料：和歌山市商工振興課

3. 都市機能

(1) 都市機能の拡散

和歌山市内の都市機能の立地状況としては、主な行政や業務、文化、商業、医療などの高次な都市機能が中心部に立地しています。

これらの施設は戦後の高度成長期に建設された建物が多く、その多くは施設の老朽化が進行しており、耐震改修や建て替えの必要性が高まっています。ただし、これまで大規模商業店舗、大規模病院などは、建て替え時の規模の拡大により、建て替え場所を確保することが困難なことから、地価の安い郊外部へ移転が進む傾向にありました。

現在においても、一部の施設においては郊外化が進行しており、商業や業務の中心地である和歌山市の中心市街地からの移転による、市全域への都市機能の拡散化、中心市街地の都市機能の低下が進む可能性があります。

(2) 都市機能別の立地状況

市内に立地している都市機能に関連する施設の立地状況を施設の種類別にみると以下のようになっています。地域別^{*1)}の施設の立地状況については、施設の人口カバー率^{*2)}を算出し、市域の平均値との比較により、その集積度合いを判断しています。

対象としている施設は、日常的に利用されていると考えられる下記の施設としています。

医療施設：地域密着型の診療所は、市街化区域全体に立地しており地域別の偏りは少ない。市の中心部には日赤病院、北西部にはろうさい病院、南部には県立医大病院などの大規模な病院が立地しています。

商業施設：スーパー、コンビニなどの地域密着型の施設は、市街化区域全体に立地していますが、地域別にみると北東部地域、東部地域、南東部地域が相対的に少ない傾向にあります。東部地域の駅周辺など一部の地域には立地していません。大規模商業施設（店舗面積1,000㎡超）は、中心市街地だけでなく、市北部の郊外にも立地しています。

福祉施設：介護関連の高齢者福祉施設、地域包括支援関連の小規模な施設が市街化区域に広く立地しているとともに、中心部地域において集積が高く、市街化調整区域内の集落に近い場所への立地もみられます。

教育施設：小学校、中学校は校区に応じて整備されており、高校は市街化区域の中心地域、南部地域などを中心に分布しています。東部地域、北西部地域は、他の地域に比べて立地数が少ないことと、一部が市街化調整区域に立地していることから、集積度合いが低くなっています。大学などは、北部地域に和歌山大学、南部に県立医科大学などが立地しています。中心部地域については、教育施設全体として集積が高いものの、若者が集まる大学等はその集積度合いが低くなっています。

子育て施設：中心部地域、北部地域、南東部地域において相対的に集積度合いが高くなっています。東部地域、北東部地域、南部地域では、他の地域に比べて一部が市街化調整区域に立地していることから、集積度合いが低くなっています。幼稚園、保育園などの子育て支援施設は、市街化区域内に広く立地しています。

文化施設：地区会館などの施設は市街化区域内に広く立地していますが、北部地域、北西部

地域においては、集積度合いが低く、東部地域、南東部地域においては、施設は立地している一方で、市街化調整区域内にも立地しています。図書館・美術館・博物館・文化会館・科学館などの文化施設は中心市街地を中心に立地しています。

*1) 地域：都市計画マスタープランにおける地域区分

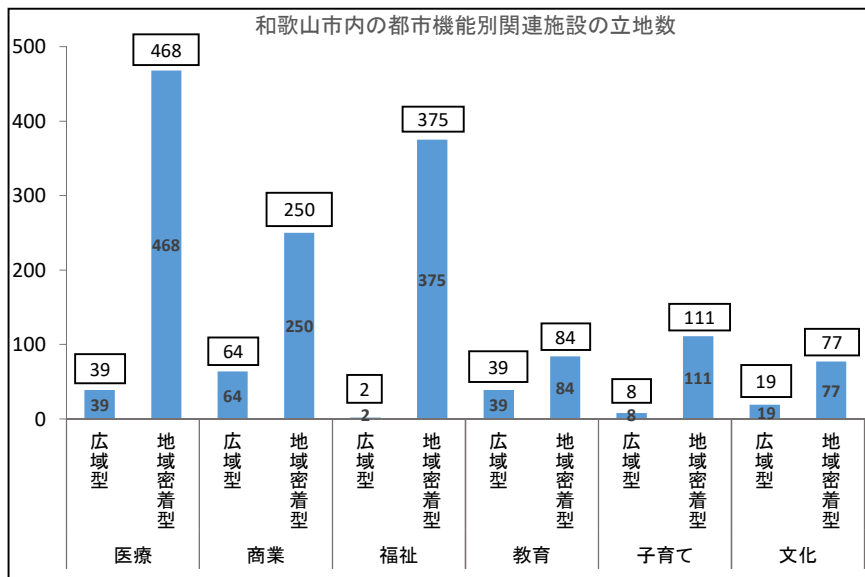
*2) 人口カバー率：地域別の施設立地場所をもとに、地域密着型施設は半径 300m、広域型は半径 800m の円内に入る人口（市街化区域内）をもとに、市街化区域内人口に占める比率を「人口カバー率」とする。

<分析対象から除く施設>

金融施設：日常的には、ATM が利用されることが多く、近年、銀行、郵便局などの金融機関以外でも利用できる場所（コンビニなど）が増えているため。

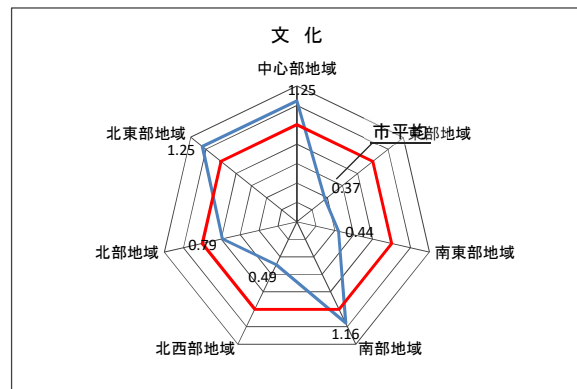
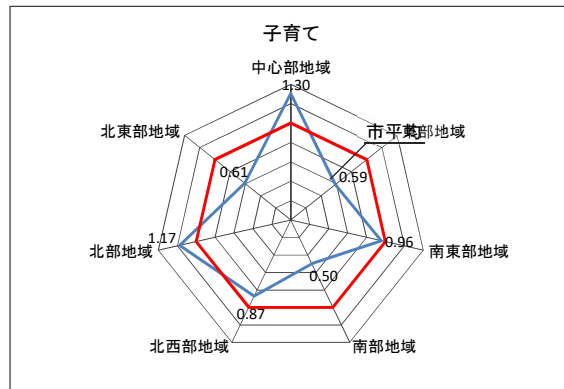
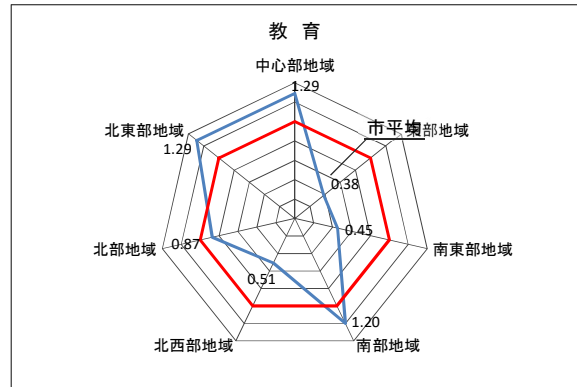
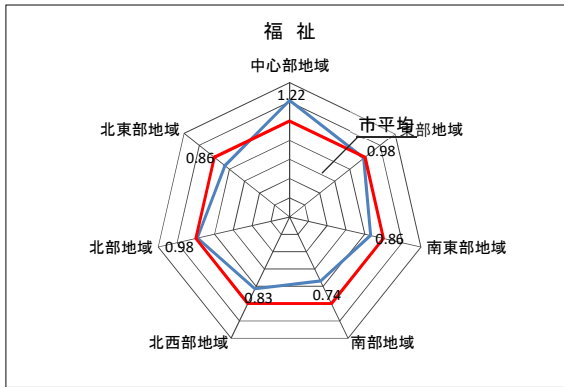
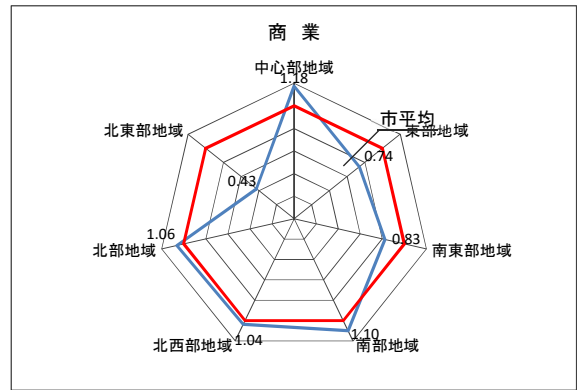
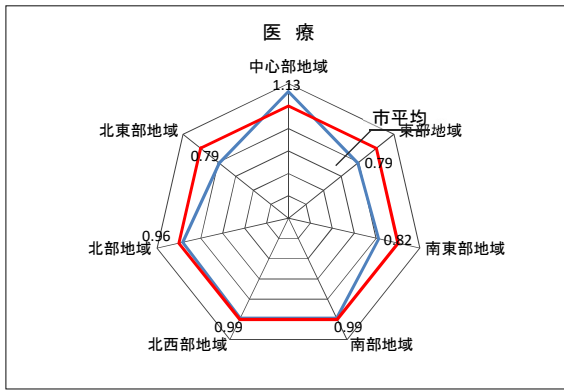
観光施設：非日常的な利用が多い施設であり、市外からの来訪者の利用が多いと考えられるため。

行政施設：行政窓口などの施設は、市内に既に適切に配置されているため。



■都市機能別関連施設の立地数

都市機能	地域密着型		広域型	
	施設分類	該当施設	施設分類	該当施設
医療	診療所	診療所	大規模病院	日赤・ろうさい・医大
			一般病院	一般病院
福祉	高齢者福祉施設	通所型、入所型 老人介護支援センター	福祉会館	福祉会館
	社会福祉施設	地域包括支援センター		
商業	商業施設	コンビニ	大規模商業施設	大規模商業施設(店舗面積 1,000 m ² 超)
		スーパー等(スーパー、ドラッグストア(食料品取扱店舗)、大規模商業施設(店舗面積 1,000 m ² 以下))		
教育	教育施設	小学校・中学校	教育施設	高等学校・短期大学・大学・専修学校 盲学校・ろう学校・養護学校
子育て	子育て支援施設	幼稚園	児童館	児童館
		認定こども園		
		保育所		
		認可外保育施設		
文化	集会施設	地区公民館・公民館	生涯学習拠点施設	生涯学習拠点施設
		文化会館	文化施設	美術館、資料館、記念館、博物館、科学館、図書館、動植物園



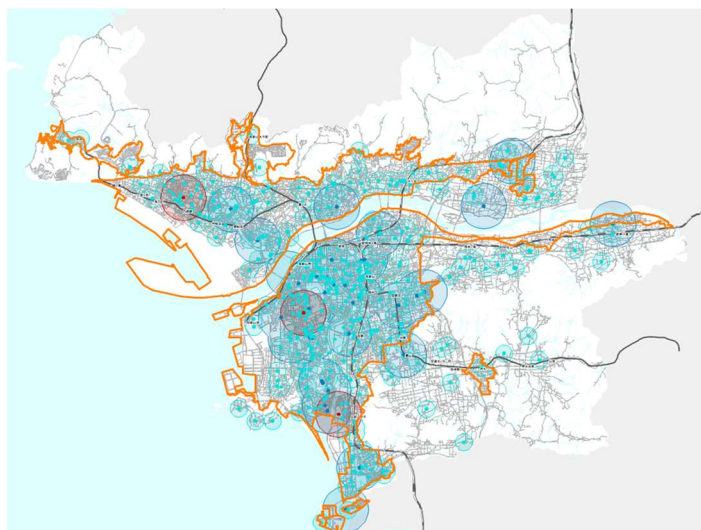
注 1) 地域別の施設立地場所をもとに、地域密着型施設は半径 300m、広域型は半径 800m の円内に入る人口（市街化区域内）をもとに、市街化区域内人口に占める比率を「人口カバー率」として地域別に算出。
 注 2) 上記の人口カバー率を、市域全体を 1.0 とした場合の、地域別の比率を施設種類別に示したものが上図である。図中の赤線は市域の平均値（1.0）を示している。

■都市機能別施設の地域別集積状況の比較



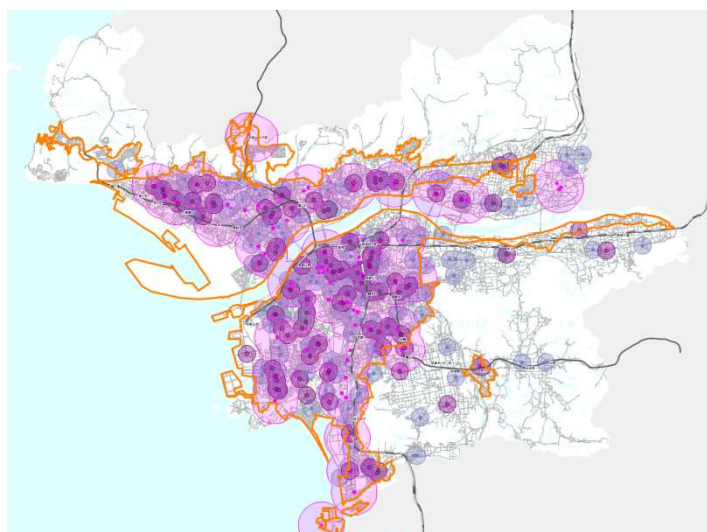
■都市計画マスタープランの地域区分

医療施設



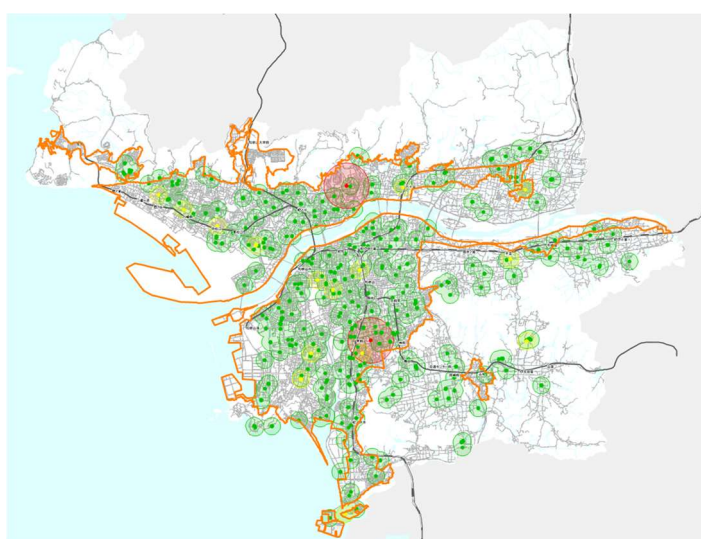
- 広域的な機能を持つ施設：
半径 800m の圏域
※大規模病院、一般病院
- 地域に密着した機能を持つ施設：半径 300m の圏域
※上記以外の医療施設
- 市街化区域
- 診療所
- 一般病院
- 大規模病院

商業施設



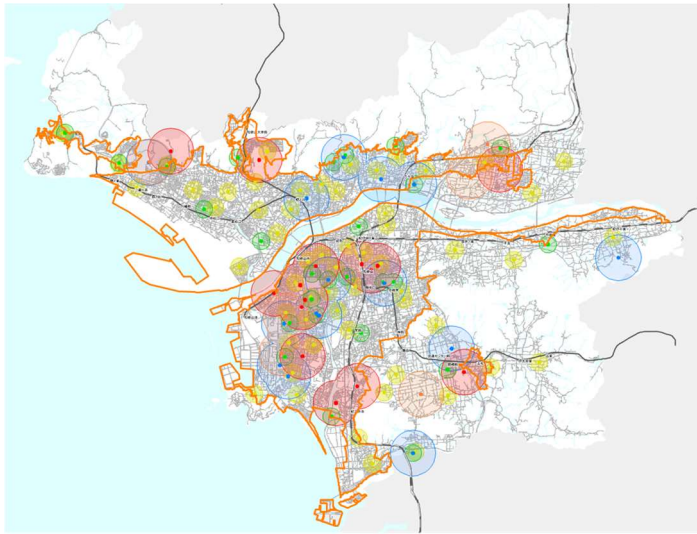
- 広域的な機能を持つ施設：
半径 800m の圏域
※大規模商業施設
- 地域に密着した機能を持つ施設：半径 300m の圏域
※上記以外の商業施設
- 市街化区域
- コンビニ
- スーパー等
- 大規模商業施設

福祉施設



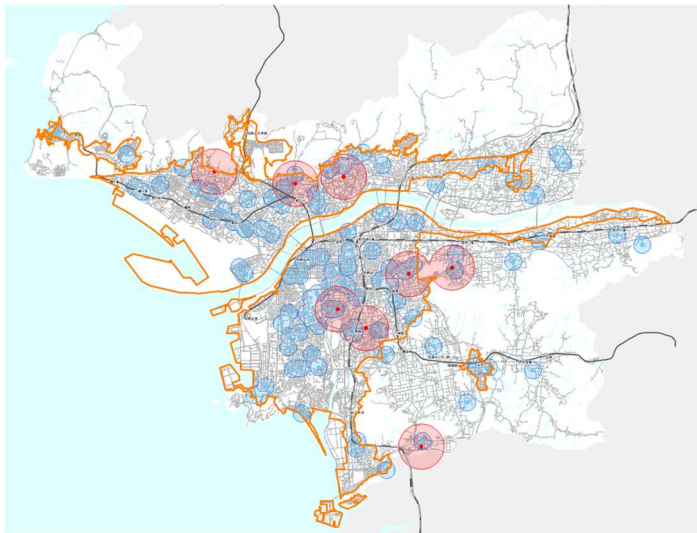
- 広域的な機能を持つ施設：
半径 800m の圏域
※福祉会館
- 地域に密着した機能を持つ施設：半径 300m の圏域
※上記以外の福祉施設
- 市街化区域
- 高齢者福祉施設
- 社会福祉施設
- 福祉会館

教育施設



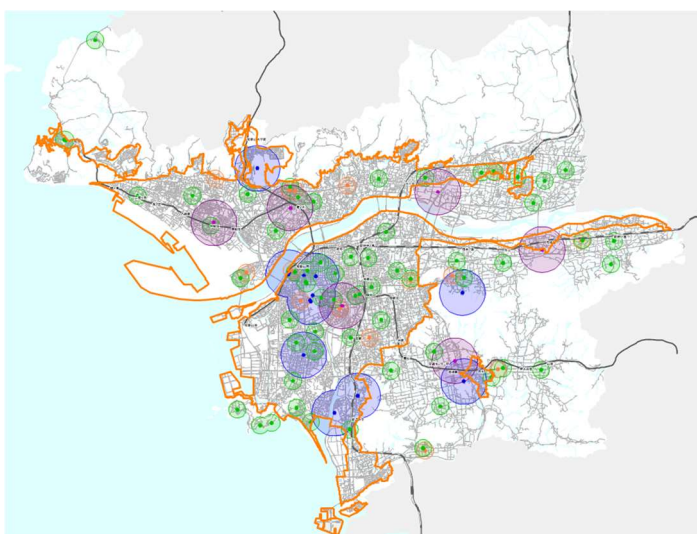
- 広域的な機能を持つ施設：
半径 800m の圏域
※高等学校、短期大学・大学・専修学校、盲学校・ろう学校・養護学校
- 地域に密着した機能を持つ施設：半径 300m の圏域
※上記以外の教育施設
- 市街化区域
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 短期大学・大学・専修学校
- 盲学校・ろう学校・養護学校

子育て施設



- 広域的な機能を持つ施設：
半径 800m の圏域
※児童館
- 地域に密着した機能を持つ施設：半径 300m の圏域
※上記以外の子育て施設
- 市街化区域
- 子育て支援施設
- 児童館

文化施設

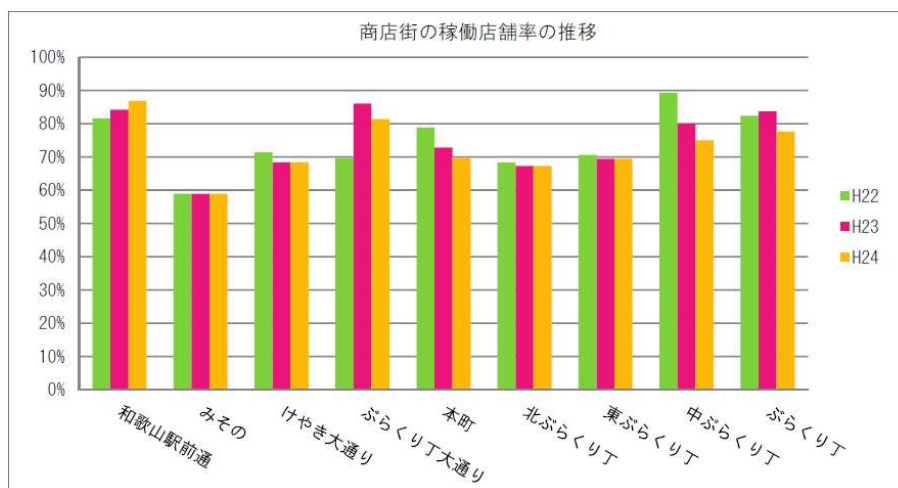


- 広域的な機能を持つ施設：
半径 800m の圏域
※生涯学習拠点施設、文化施設、健康増進施設
- 地域に密着した機能を持つ施設：半径 300m の圏域
※集会施設
- 市街化区域
- 地区会館・公民館
- 文化会館
- 生涯学習拠点施設
- 文化施設

(3) 賑わいの低迷

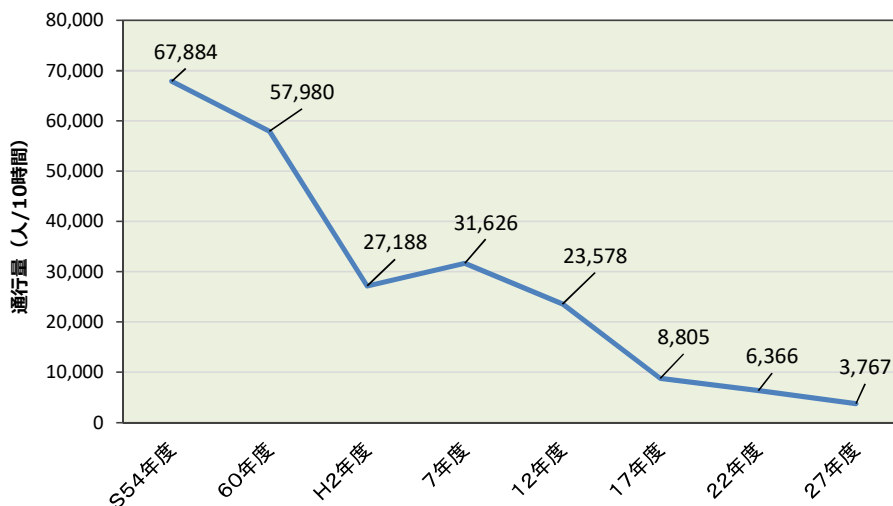
中心市街地の商店街の稼働店舗率は、みその商店街で6割を下回るなど、ぶらくり丁をはじめ全体的に稼働店舗率が低下傾向にあります。また、阪南地域や和歌山市郊外には大規模商業施設が立地しており、このまま中心市街地の来訪客が減少すると、商業施設の流出等のさらなる衰退のおそれがあります。

また、ぶらくり丁商店街を歩いている方も大幅に減少しており、中心市街地の賑わいの創出・回復が課題と言えます。



■ 商店街の稼働店舗率の推移

資料：市街地総合再生計画



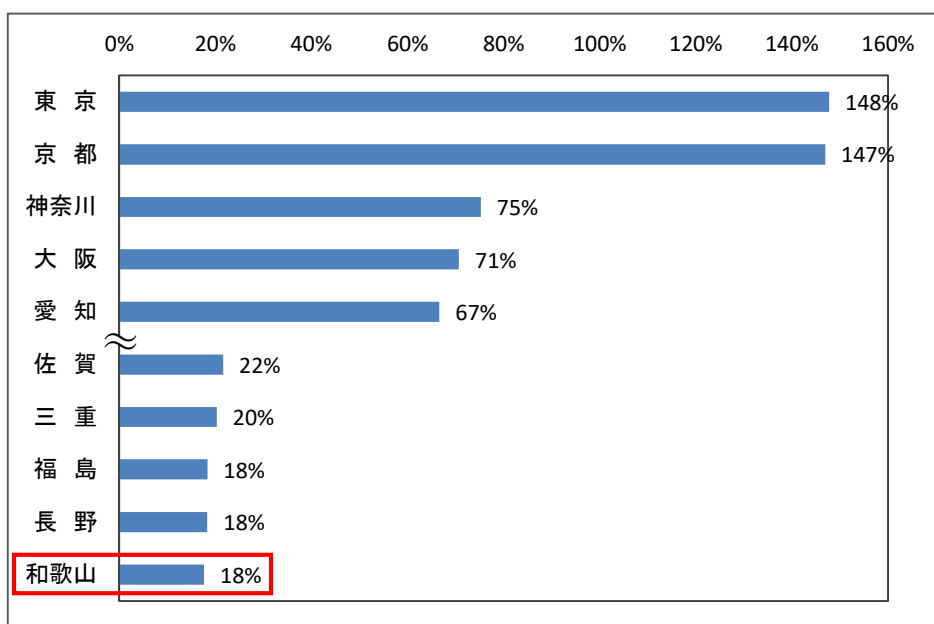
■ ぶらくり丁通行量調査 (日曜日)

資料：ぶらくり丁商店街協同組合

4. 進学・就職

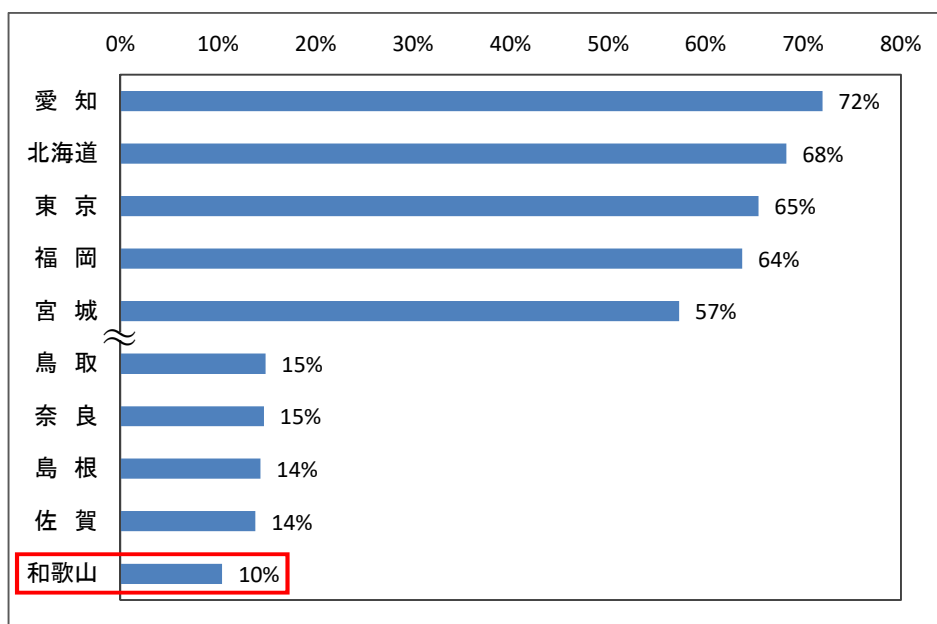
(1) 若者の学びの場が少ない

和歌山県内の大学は、国立1校、公立1校、私立1校の計3校ありますが、都道府県別の大学立地数は平均17校と、和歌山県は平均よりも大きく下回っています（平成27年度学校基本調査より）。また、大学収容率（県内高校卒業生数に対する県内大学入学者数）は、和歌山県は18%と全国ワースト1位であり、地元大学進学率も和歌山県は10%と全国ワースト1位の状況にあります。県内の若者にとっては、地元での学びの場が少なく、県外進学が一般的な傾向にあるといえます。



■大学収容率（平成27年）

収容率＝大学所在地の大学入学者数÷大学所在地の高校卒業生数



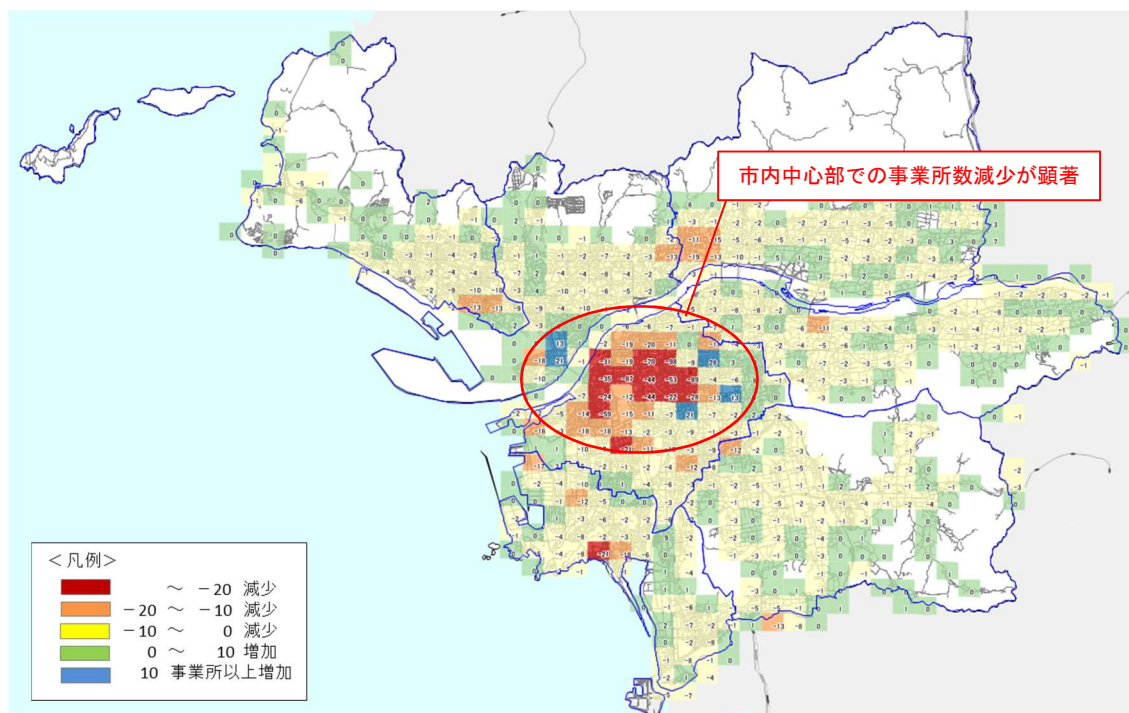
■地元大学進学率（平成27年）

地元大学進学率＝地元大学入学者数÷進学者数

(2) 働く場の減少

和歌山市内の事業所数は全体で減少傾向にあり、特に市内の中心部での事業所数減少傾向が顕著であり、中心部での働く場が減少しています。

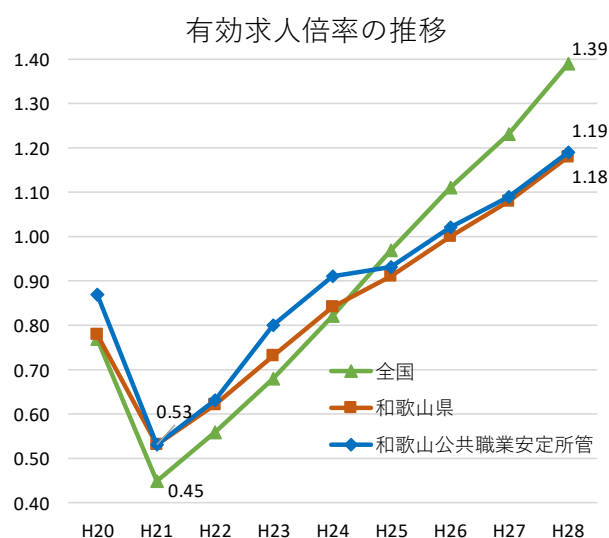
和歌山市を含む和歌山職業安定所管内（和歌山市、岩出市、紀の川市）の有効求人倍率は、増加しているものの、平成 28 年時点で、全国平均と比較して 0.20 ポイント低くなっており、全国的にみても働く場所が少ないことが伺えます。



注) 平成 21 は全事業所、平成 24 数値は、民営事業所を対象とするものである。

資料：経済センサスより

■和歌山市内の事業所数の変化（平成 24 年 - 平成 21 年）



注) 有効求人倍率は、原数値を用いた年度平均値

和歌山公共職業安定所管：和歌山市、岩出市、紀の川市

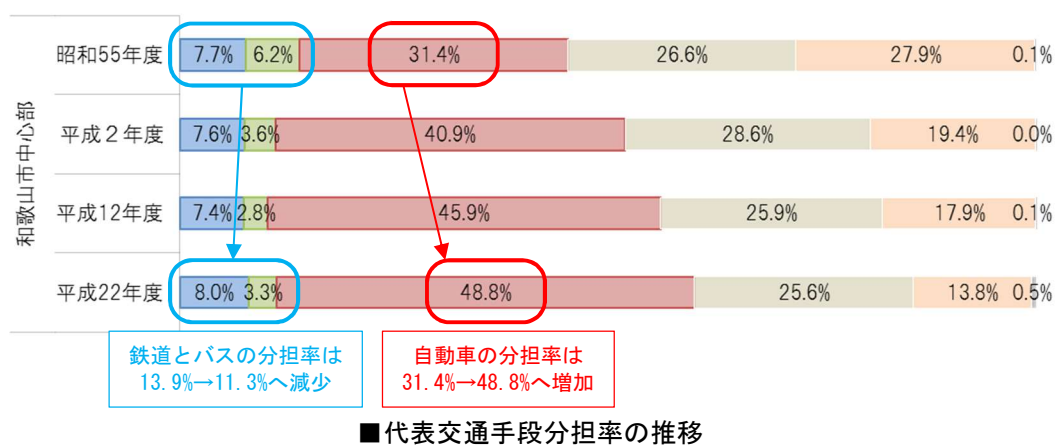
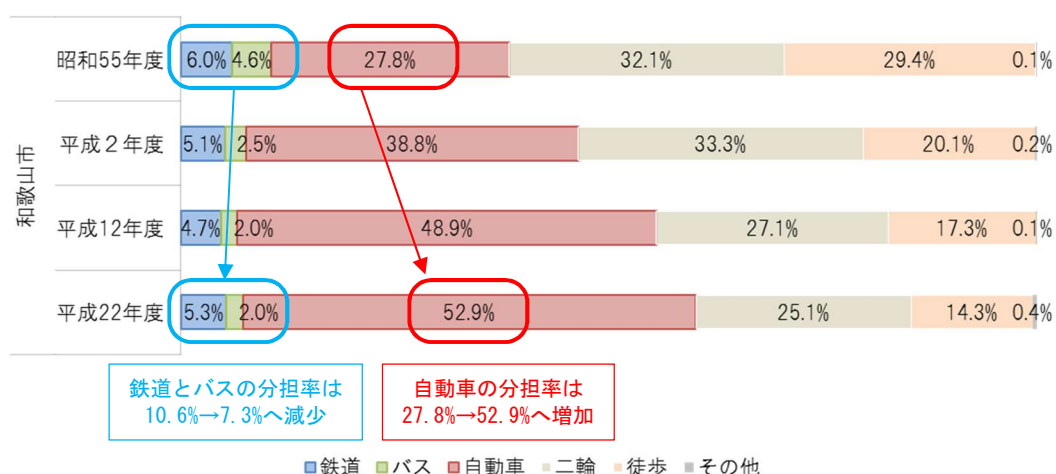
■有効求人倍率の推移

資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」
和歌山労働局「労働市場の動き」

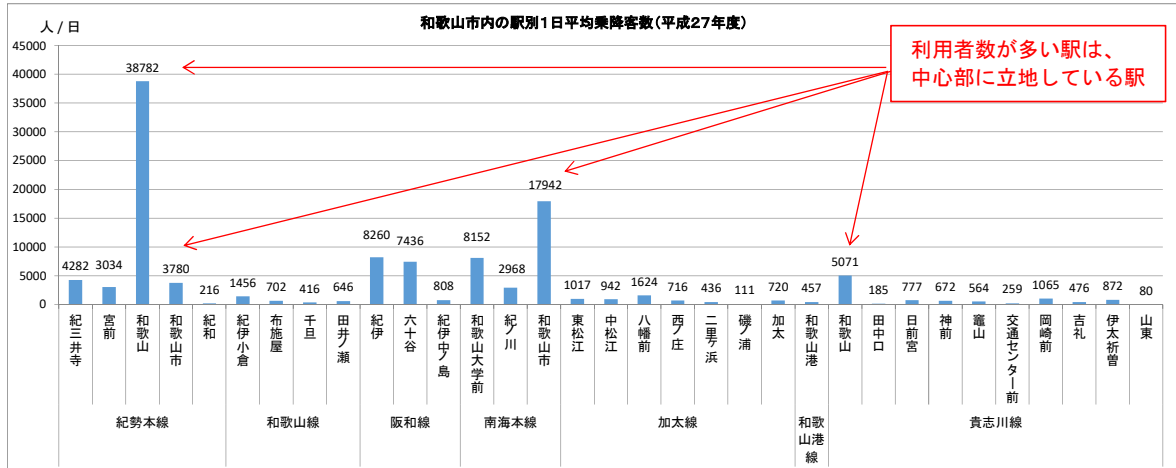
5. 都市交通

(1) 公共交通の利用状況

車社会の進展や人口（生産年齢人口）の減少、郊外型のまちづくり等により、自動車分担率が増加する一方で公共交通分担率は緩やかに減少しています。また、鉄道利用者数、バス利用者数は昭和55年から減少しており、特にバス利用者数は、昭和55年時点と比較して約1/3に減少しています。このような利用者数の減少は、公共交通機関のサービスレベル低下を招き、地域の公共交通はさらに衰退する可能性があります。

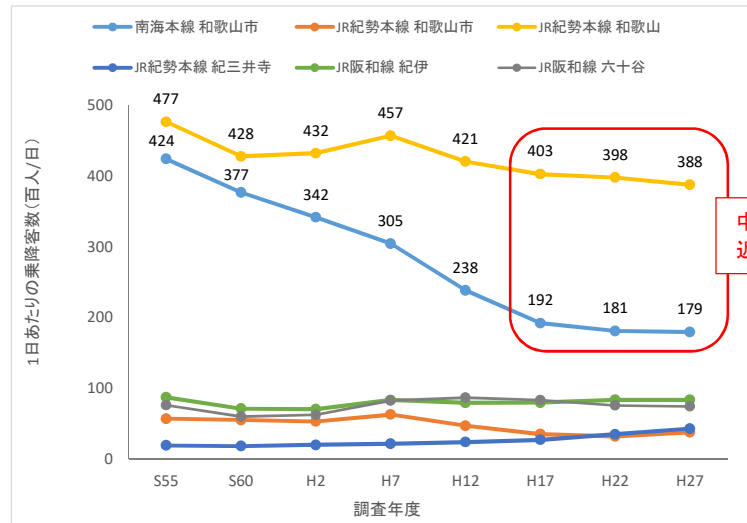


資料：近畿圏パーソントリップ調査



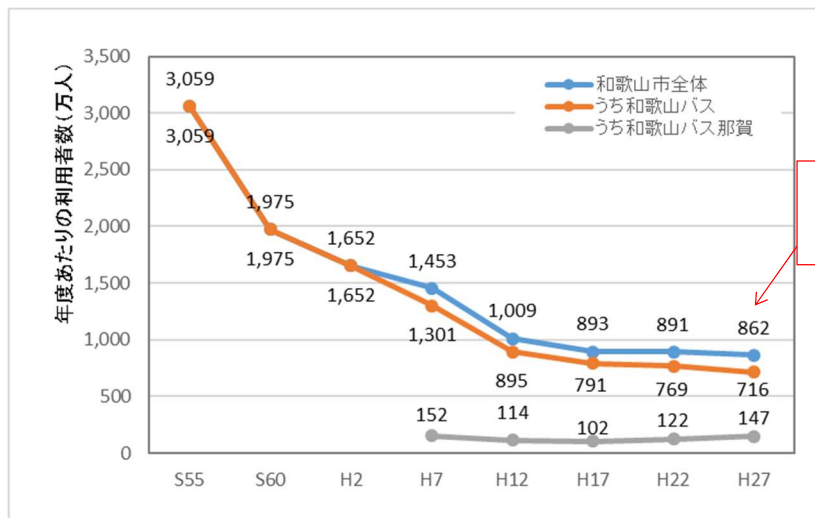
■和歌山市内の駅別乗降客数

資料：和歌山市統計資料



■主要な鉄道駅における乗降客数の推移

資料：和歌山県ホームページ



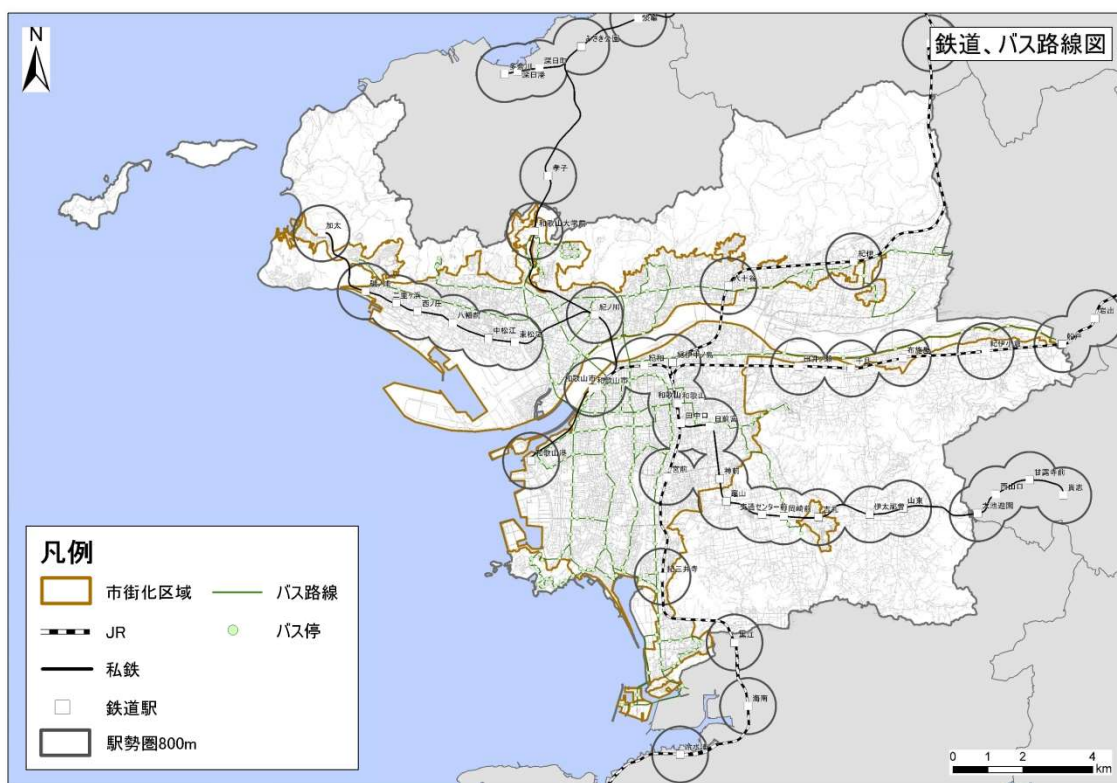
■和歌山市内路線バス利用者数の推移

資料：和歌山市交通政策課

(2) 公共交通網

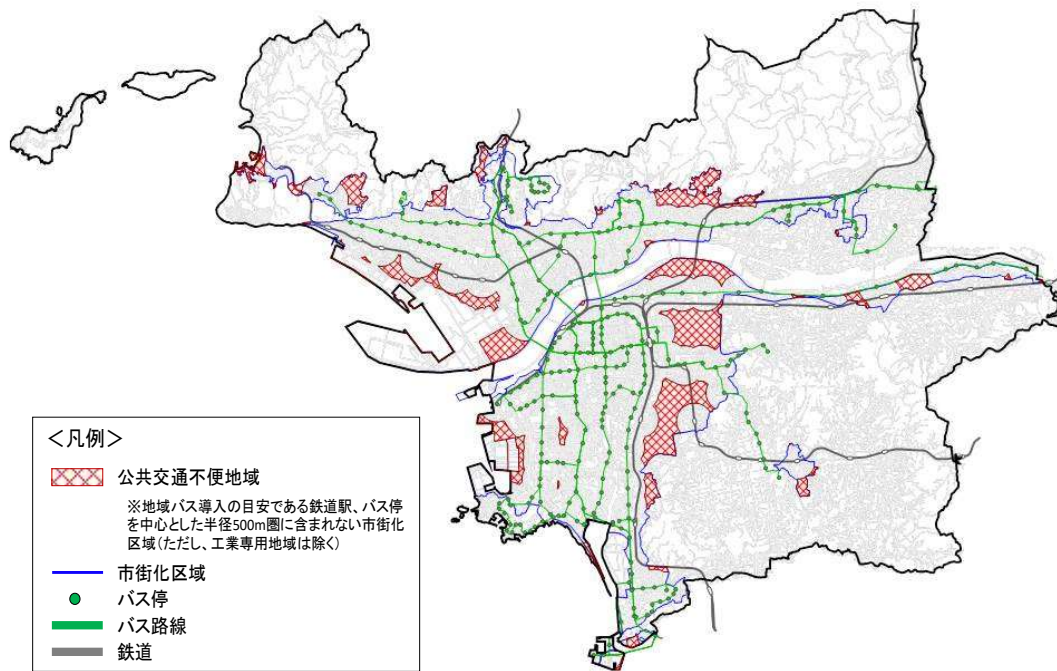
1) 公共交通網と公共交通不便地域

和歌山市内の公共交通網の軸である鉄道は、西日本旅客鉄道（JR 西日本）、南海電鉄、和歌山電鐵の3社による7路線31駅があります。路線バスは、主に南海電鉄の系列である和歌山バスと和歌山バス那賀の2社が、南海和歌山市駅とJR和歌山駅を拠点として市内各方面へ放射状に広く運行していますが、バス利用者の減少により、郊外を中心にバス路線の廃止が生じています。



■鉄道、バス路線図

市街化区域内では、市街化区域の外縁部（工業専用地域は除く）に公共交通の不便地域があり、特にバス路線が廃止された地域に分布しています。



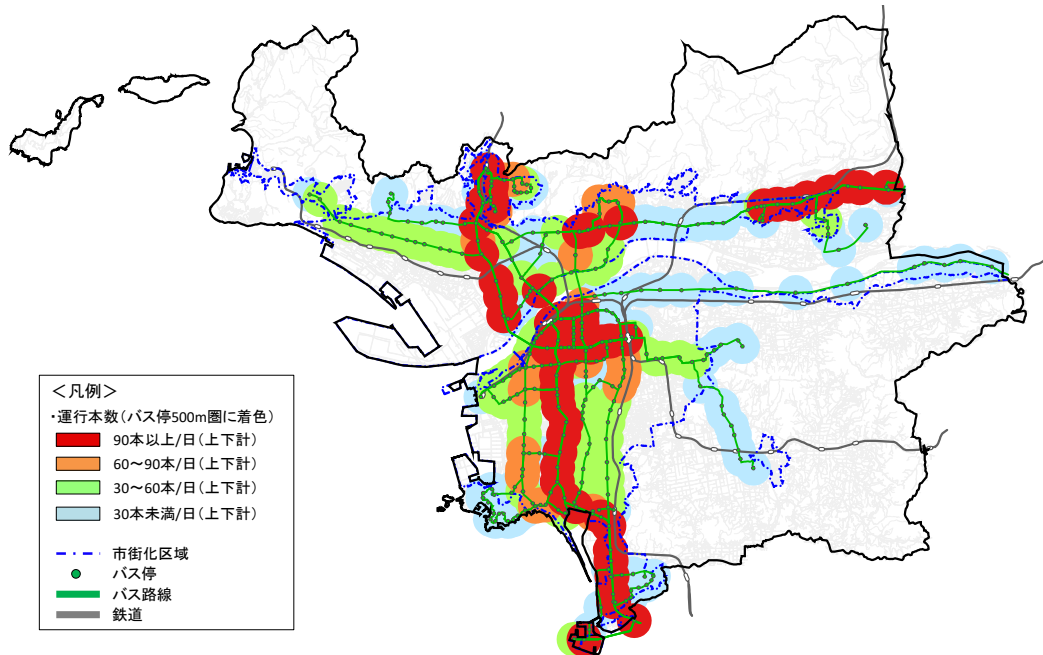
■和歌山市内の公共交通網と公共交通不便地域



■バス路線の廃止等の変化(1980年代から比較して)

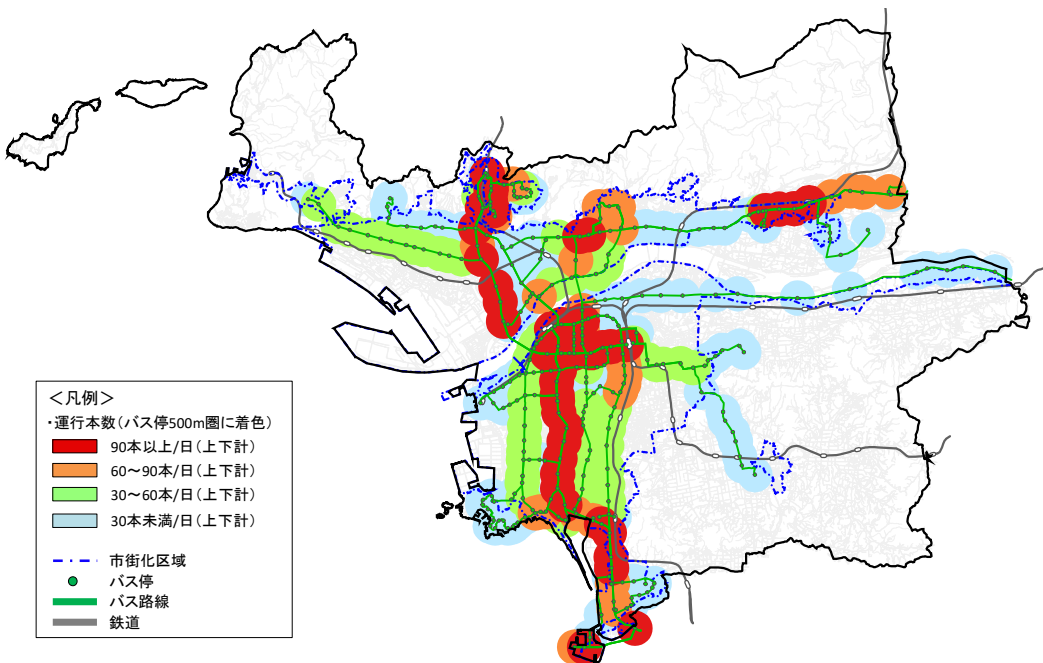
2) バスの運行本数

和歌山市内のバス路線網の特徴として、鉄道駅が地域内にない南西部地域では、国道 42 号に沿ってバスが多く運行されています。また、休日の運行本数は、平日と比較すると全体的に少なくなっています。



■バスの運行本数(平日)

資料：和歌山バス HP 時刻表よりバス停別に運行本数を整理



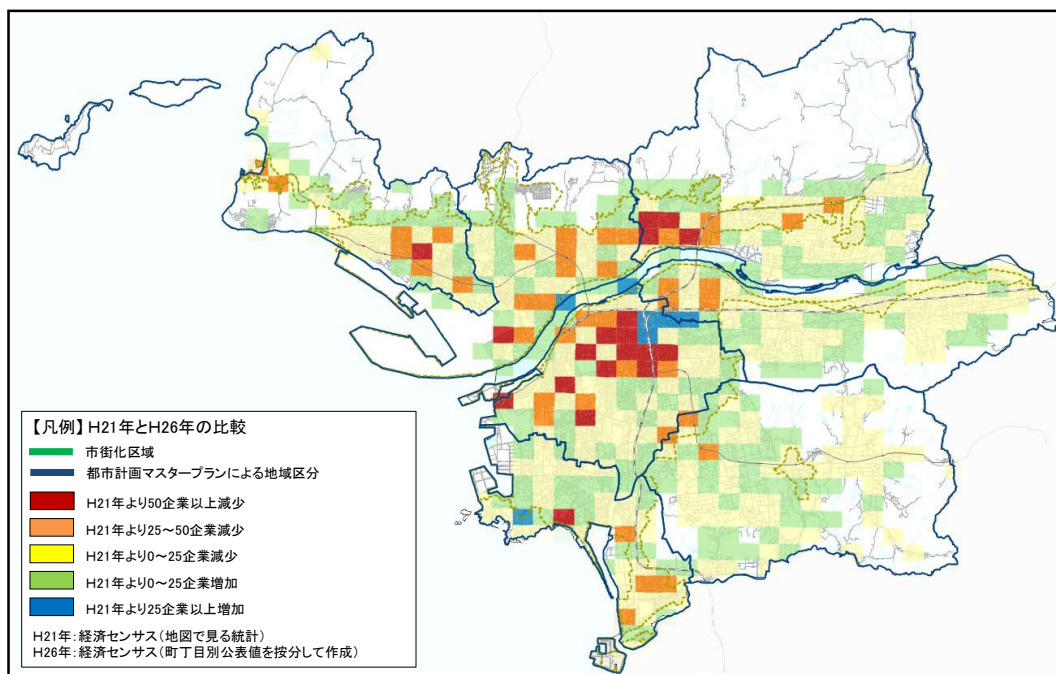
■バスの運行本数(休日)

資料：和歌山バス HP 時刻表よりバス停別に運行本数を整理

6. 経済

(1) 事業所数・従業員数

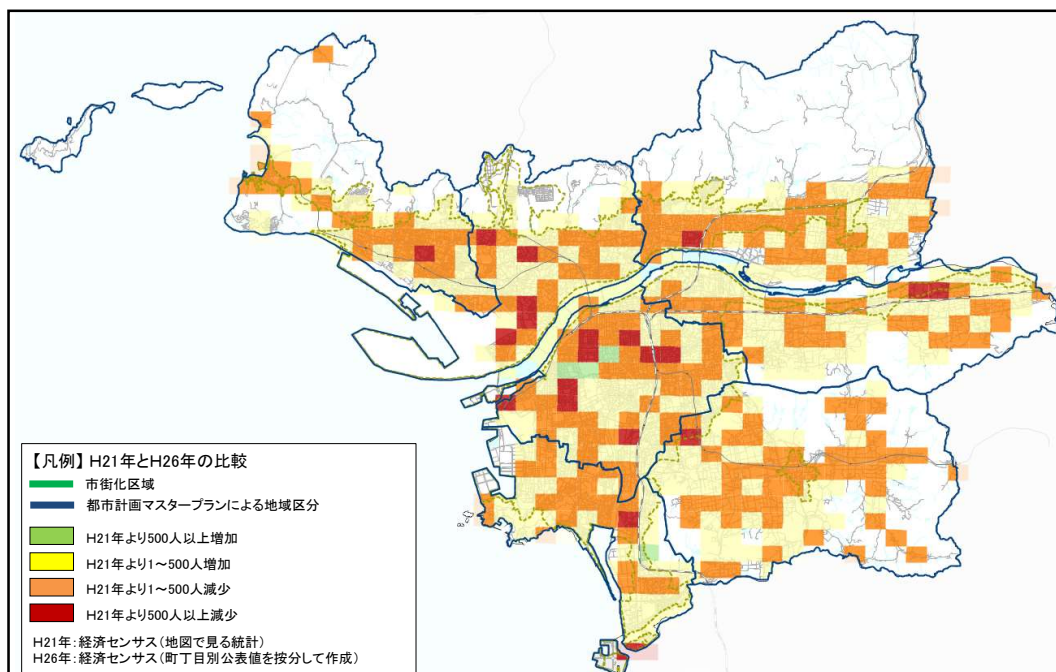
事業所数は中心市街地で減少が見られ、中心市街地の商業・業務機能の低下、働く場所の減少、中心市街地への賑わいの低下を招いていると考えられます。



注) 平成 21 年は国が提供するメッシュごとの数値で、平成 26 年は町丁目データからメッシュに独自に按分した数値である。

■全産業事業所数の変化

資料：平成 21、26 年経済センサス



注) 平成 21 年は国が提供するメッシュごとの数値で、平成 26 年は町丁目データからメッシュに独自に按分した数値である。

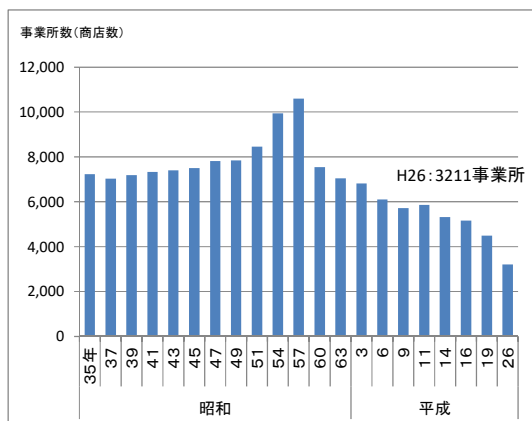
■全産業従業者数の変化

資料：平成 21、26 年経済センサス

(2) 商業

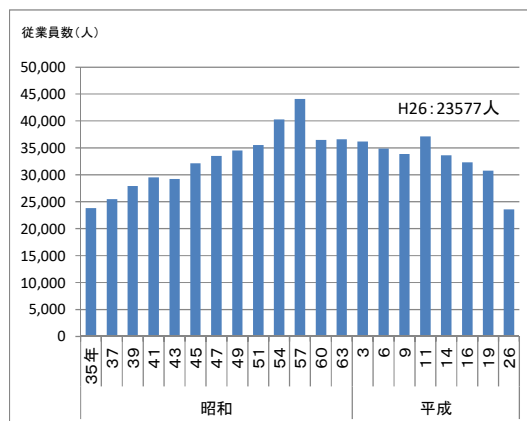
和歌山市内の商業施設数（卸売・小売計）は、昭和 57 年をピークに減少傾向にあります。

また、従業員数も同様に減少傾向にあります。年間商品販売額についても、平成 3 年をピークに減少傾向にありましたが、1 事業所あたり（1 店舗あたり）で見ると、平成 26 年が最も高い状況にあります。



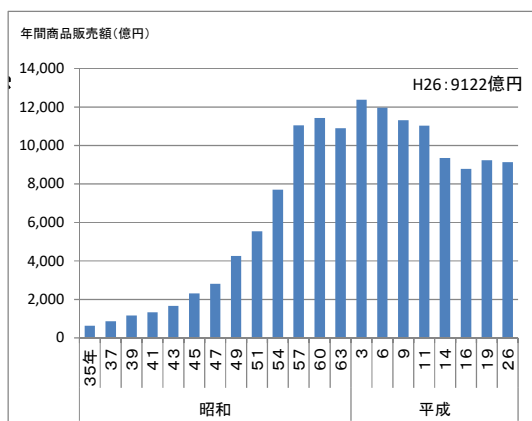
■ 事業所数 (卸売+小売)

資料：商業統計



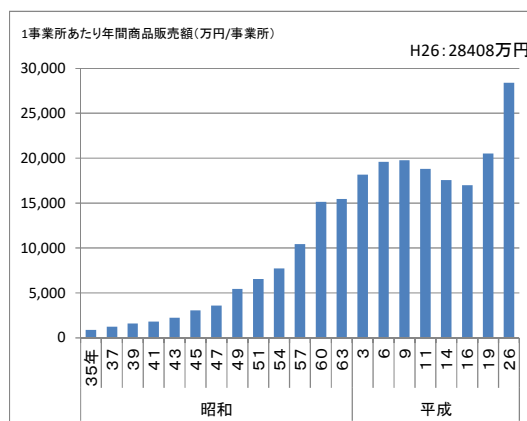
■ 従業員数 (卸売+小売)

資料：商業統計



■ 年間商品販売額 (卸売+小売)

資料：商業統計



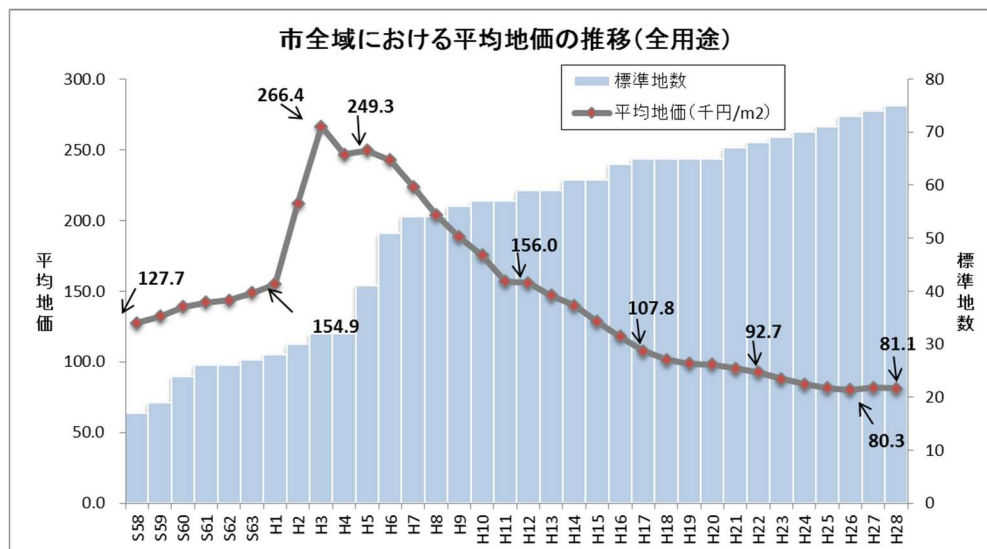
■ 1 事業所あたり年間商品販売額 (卸売+小売)

資料：商業統計

(3) 地価

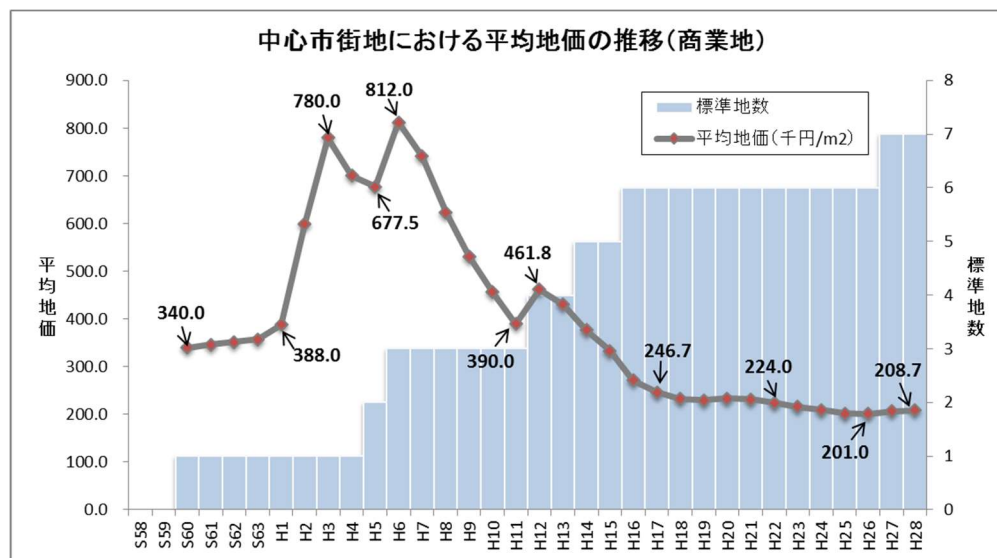
市全域における平均地価（全用途）は平成 26 年時点で最も低く、また、中心市街地における平均地価（商業地）も最も低い状況にあります。

地域別に 10 年前と比較すると、中心市街地での地価の低下も見られますが、それよりも周辺地域での地価下落が著しい状況にあります。



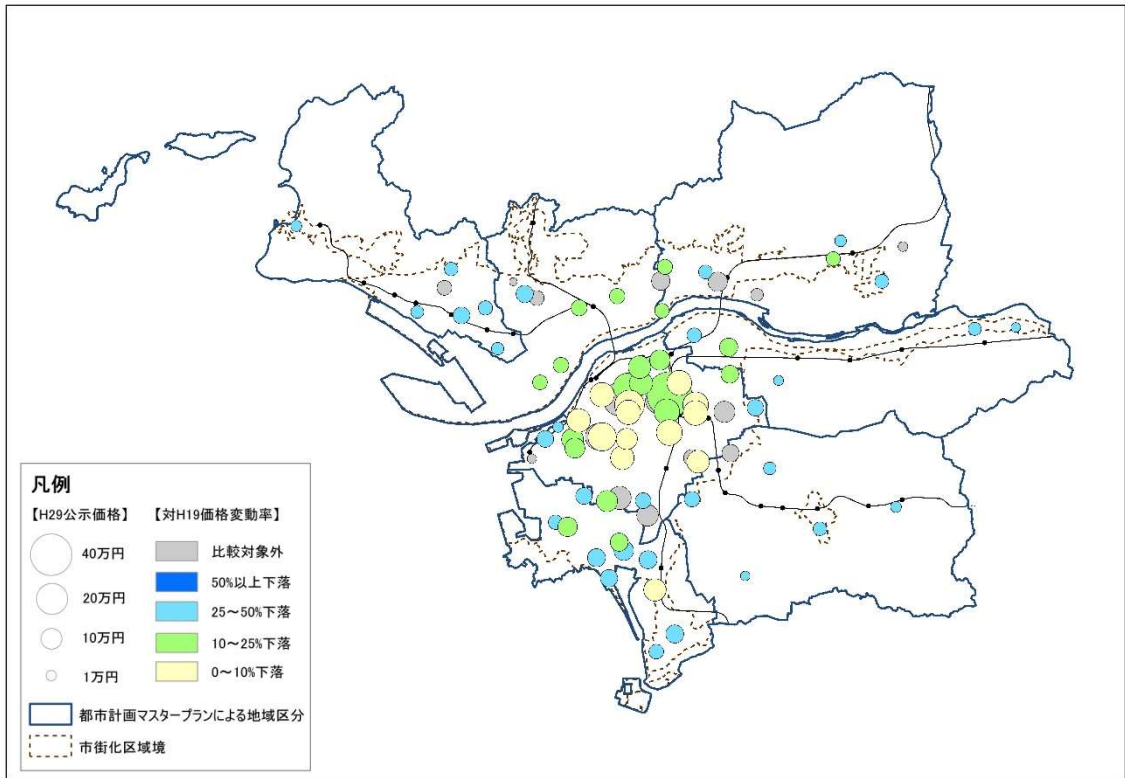
■市全域における平均地価（全用途）の推移

資料：国土数値情報 地価公示を用いて作成



■中心市街地における平均地価（商業地）の推移

資料：国土数値情報 地価公示を用いて作成



■平成 29 年公示地価と対平成 19 年価格変動率

資料：国土数値情報 地価公示を用いて作成



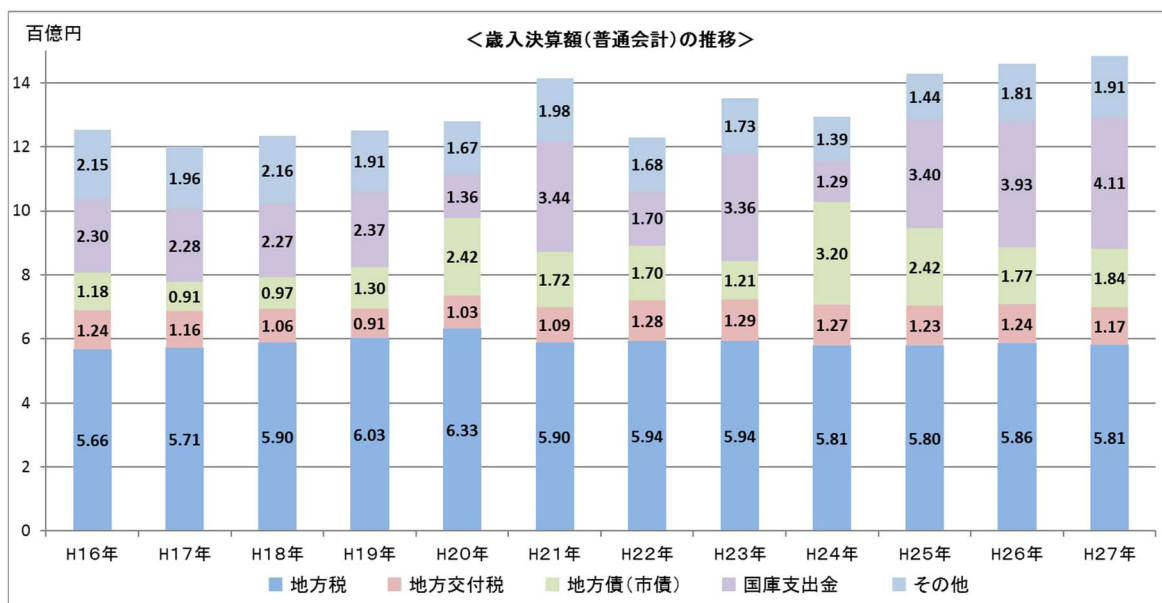
■中心市街地における平成 29 年公示地価の状況

資料：国土数値情報 地価公示を用いて作成

(4) 財政

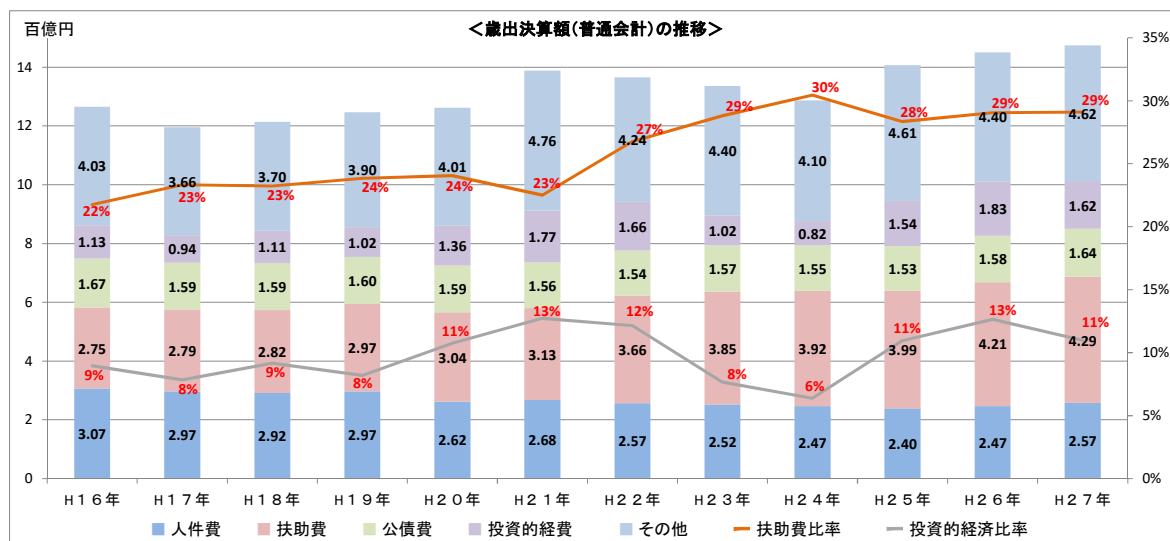
1) 歳入・歳出構造

本市の歳入・歳出は、10年前と比較してやや増加しています。ただし、歳入面では、生産年齢人口の減少などの影響により市税収入の大幅な増加は見込めない一方で、歳出面ではインフラの老朽化による更新や長寿命化などの費用、高齢化の進行などに伴う扶助費などの社会保障関連経費が増加していくと見込まれているため、引き続き、収支改善に努めなければ厳しい財政状況になると予想されます。



■歳入決算額(普通会計)の推移

資料：和歌山市統計資料

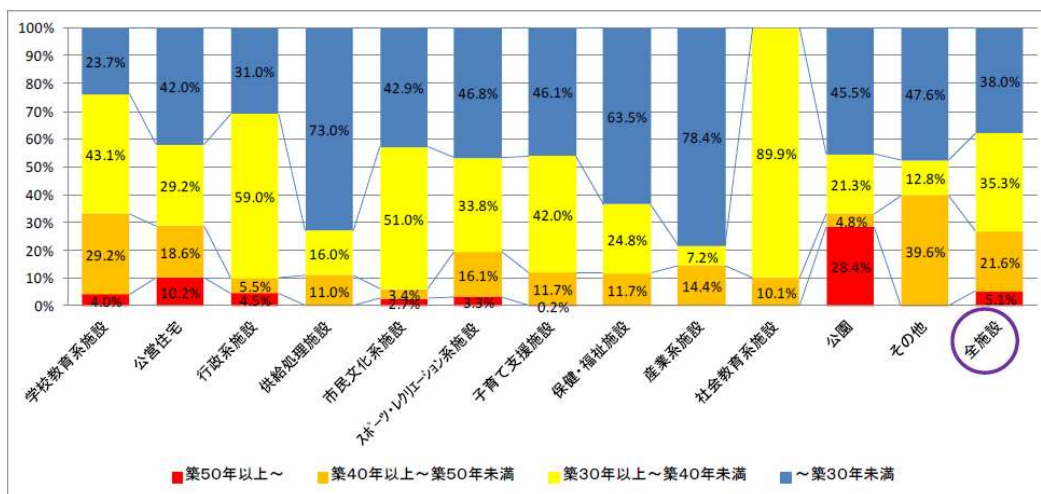


■歳出決算額(普通会計)の推移

資料：和歌山市統計資料

2) 公共施設の維持

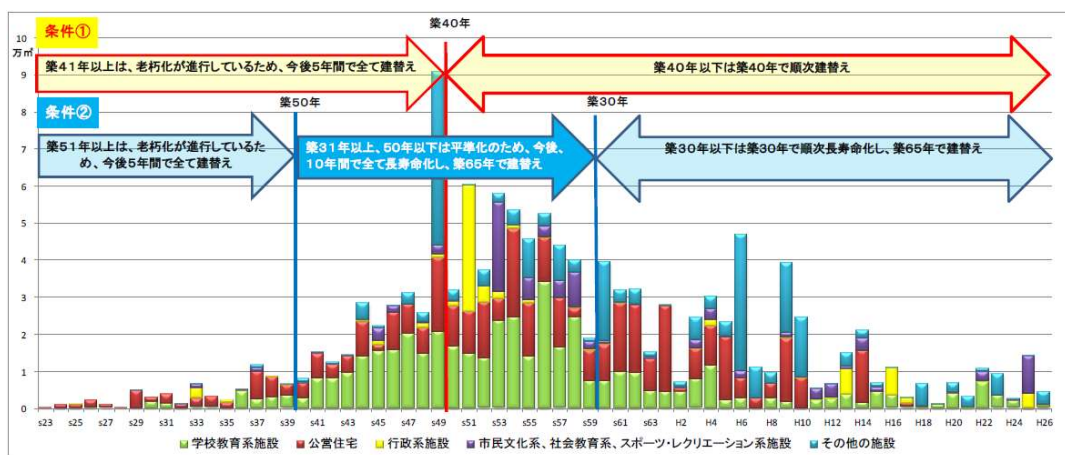
本市の施設分類別老朽化状況をみると、学校教育系施設、公営住宅、行政系施設において築30年を超えている割合が高い傾向にあります（築50年以上の割合も多い）。今後の施設の更新に係る財政負担が増加していくことが見込まれます。



■施設分類別老朽化状況

資料：和歌山市公共施設マネジメント基本方針より抜粋

また、本市が保有する施設の延床面積をみると、築40年を経過する公共建築物の延床面積が最も多く、このままだと更新費用が集中し財政に大きな影響をあたえるため、更新費用の平準化など、公共施設の長寿命化対策が必要となっています。



■年度別整備延床面積（公共建築物）

資料：和歌山市公共施設マネジメント基本方針より抜粋

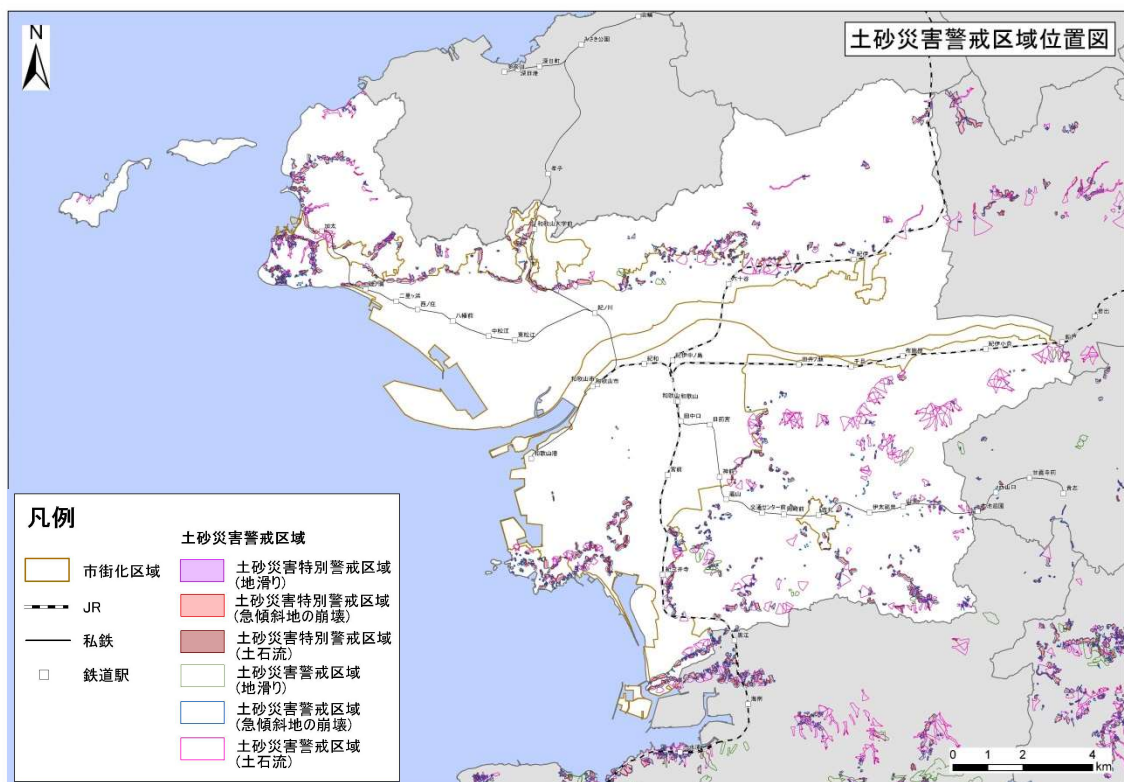
7. 災害

(1) 土砂災害警戒区域

平成 13 年に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(土砂災害防止法)に基づき、「土砂災害警戒区域」は土砂災害により住民の生命等に危害が生じる恐れのあると認めた土地、そのうち「土砂災害特別警戒区域」は建物等に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れのあると認めた土地として、県知事により指定されています。

「土砂災害特別警戒区域」については、開発行為の制限や住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策が講じられます。

和歌山市においては次の図のように指定されています。

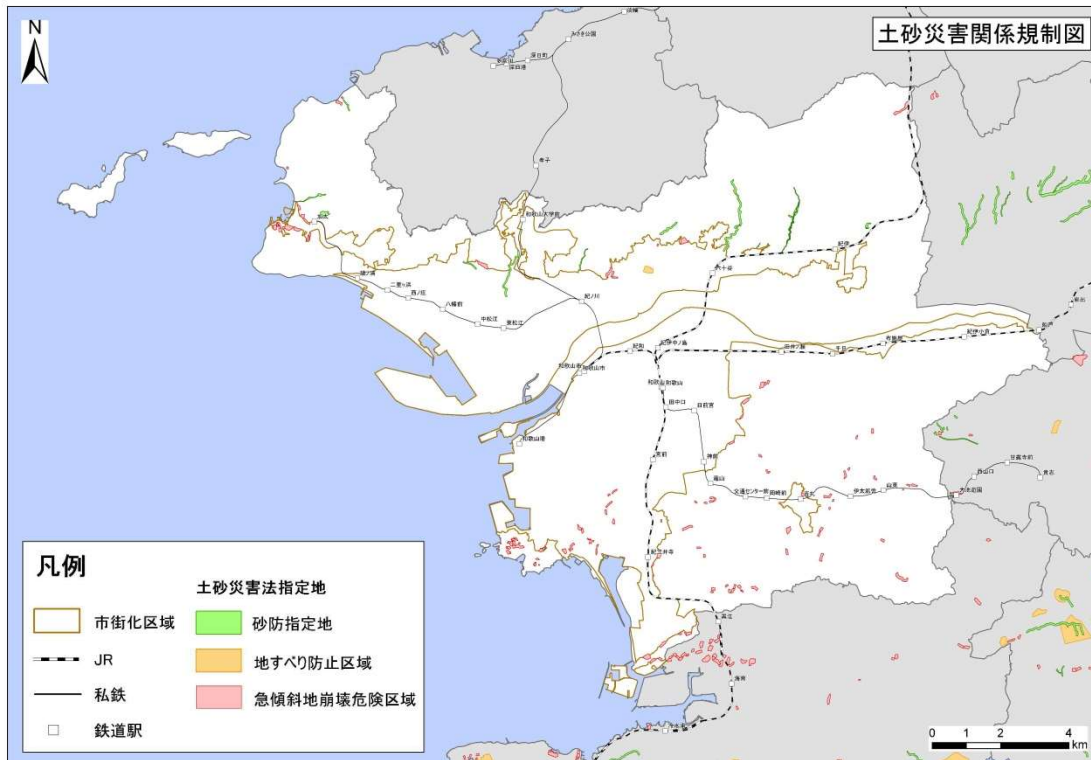


■土砂災害警戒区域

(2) その他の土砂災害関連の法規制

土砂災害防止法施行前から、土砂災害を誘発したり、助長したりしないように、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域が、それぞれの法律に基づき、関係する大臣または県知事が指定することにより、それぞれ一定の行為の制限がかけられています。

和歌山市においては、それぞれ次の図のように指定されています。



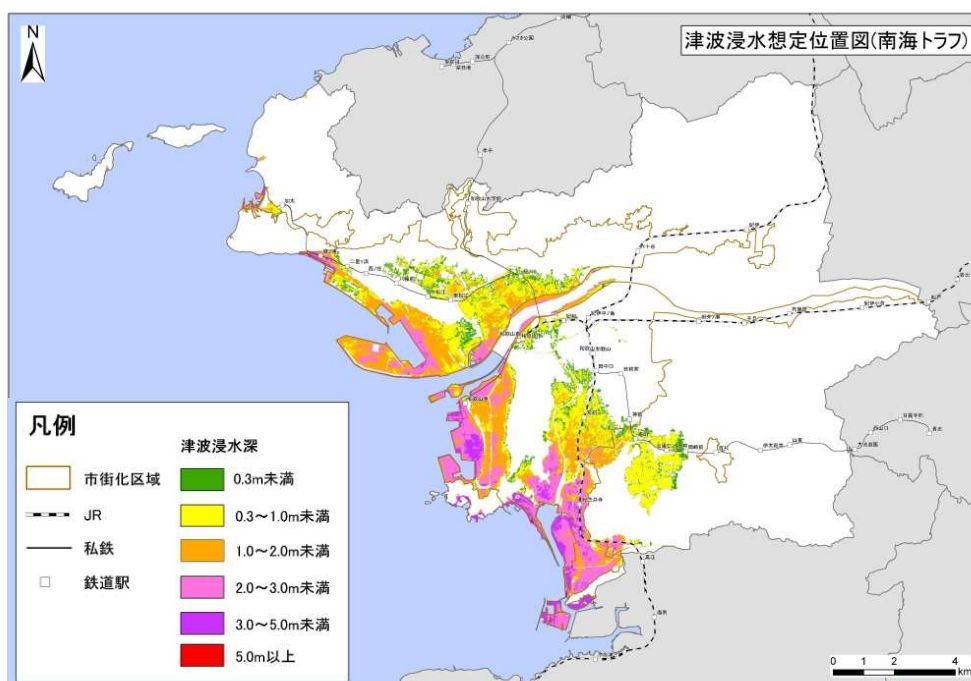
■土砂災害関係の規制図

(3) 津波浸水想定（南海トラフ）

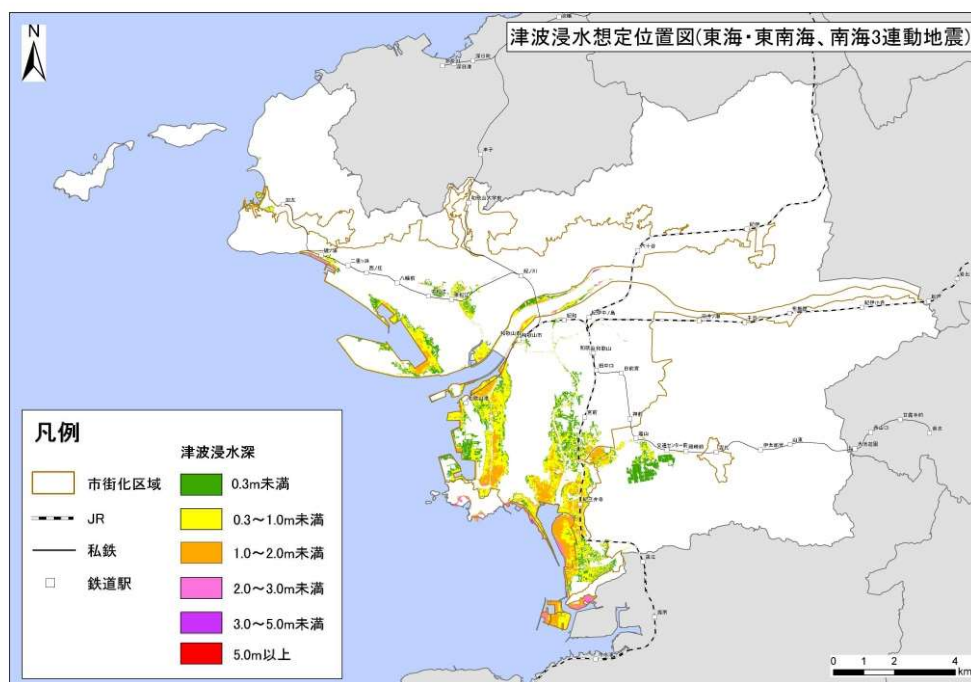
和歌山県では、南海トラフの巨大地震等に係る津波浸水・地震被害想定に関し、平成 24 年度に「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」を設置して検討が行われ、南海トラフの巨大地震と東海・東南海・南海 3 連動地震の 2 つの浸水想定が公表されています。

その中で、2 つの地震について「南海トラフの巨大地震」は千年～万年単位で 1 回程度発生するかどうかの地震のため避難対策を着実に進める、「3 連動地震」は 100 年前後で発生する地震のため、避難対策に加え堤防・護岸の整備や高台への移転を含めた防災・減災対策を進めることとしています。

和歌山市については、図のように津波浸水が想定されています。



■津波浸水想定（南海トラフ巨大地震）

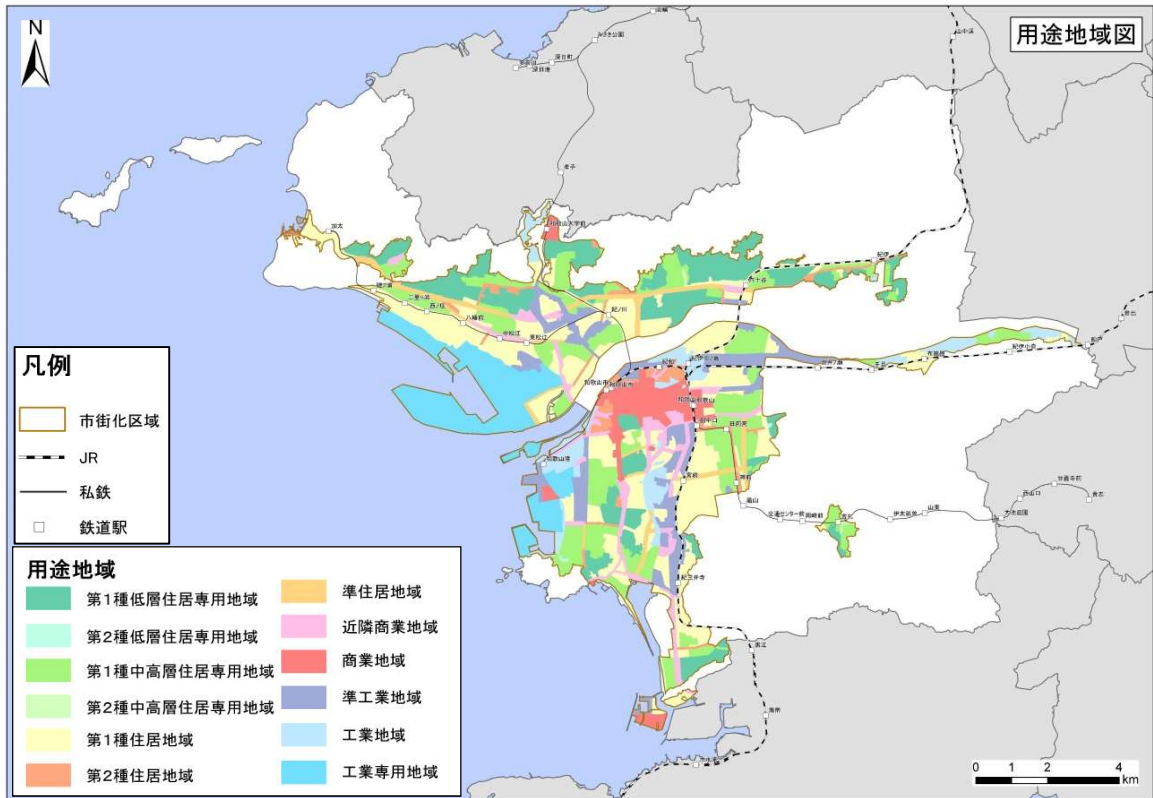


■津波浸水想定（東海・東南海・南海 3 連動地震）

8. 土地利用にかかるその他の法規制

(1) 都市計画による用途地域

既存の都市計画による土地利用規制の代表的なものに用途地域があり、市街化区域内を対象に12種類の用途地域を指定することができます。和歌山市では図のように用途地域を指定しています。



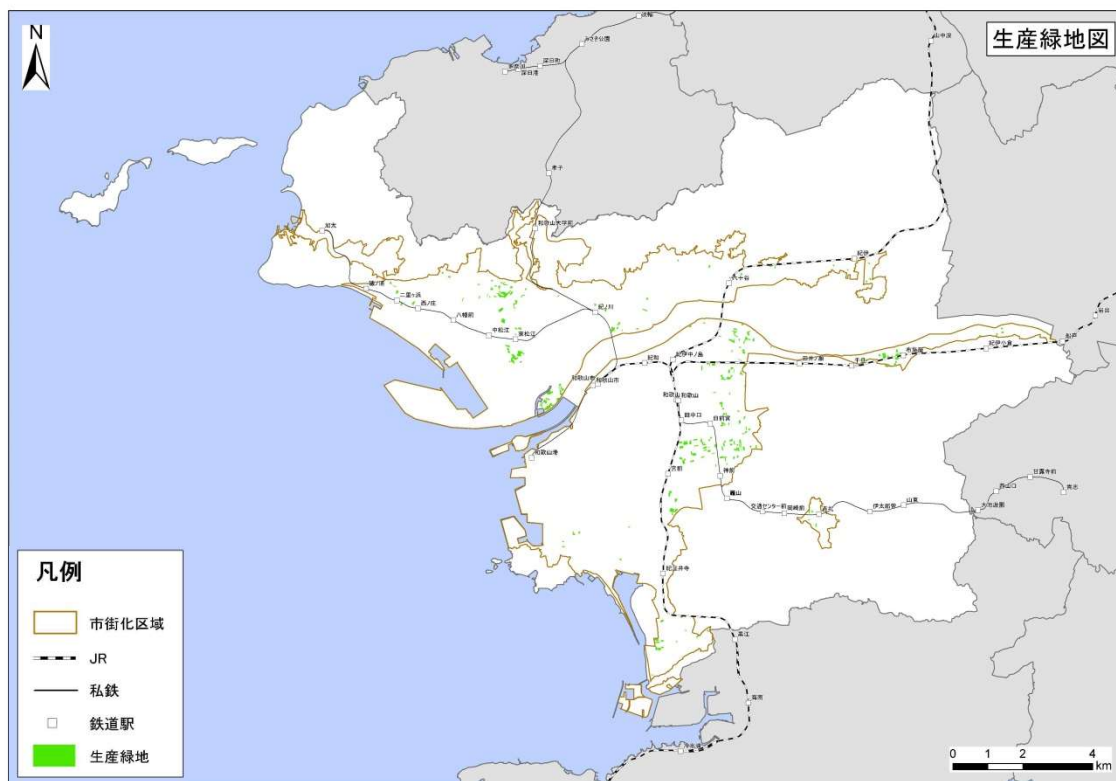
■都市計画による用途地域の指定状況（平成29年度末現在）

(2) 都市計画による生産緑地地区

既存の都市計画による土地利用規制の一つとして、生産緑地法の規定による生産緑地地区を都市計画として定めることができます。

生産緑地地区は、市街化区域内における農地のもつ環境保全や災害防止などの機能に着目し、今後も長期にわたり農地として残すべき土地として指定して、宅地並み課税から除外しているものです。

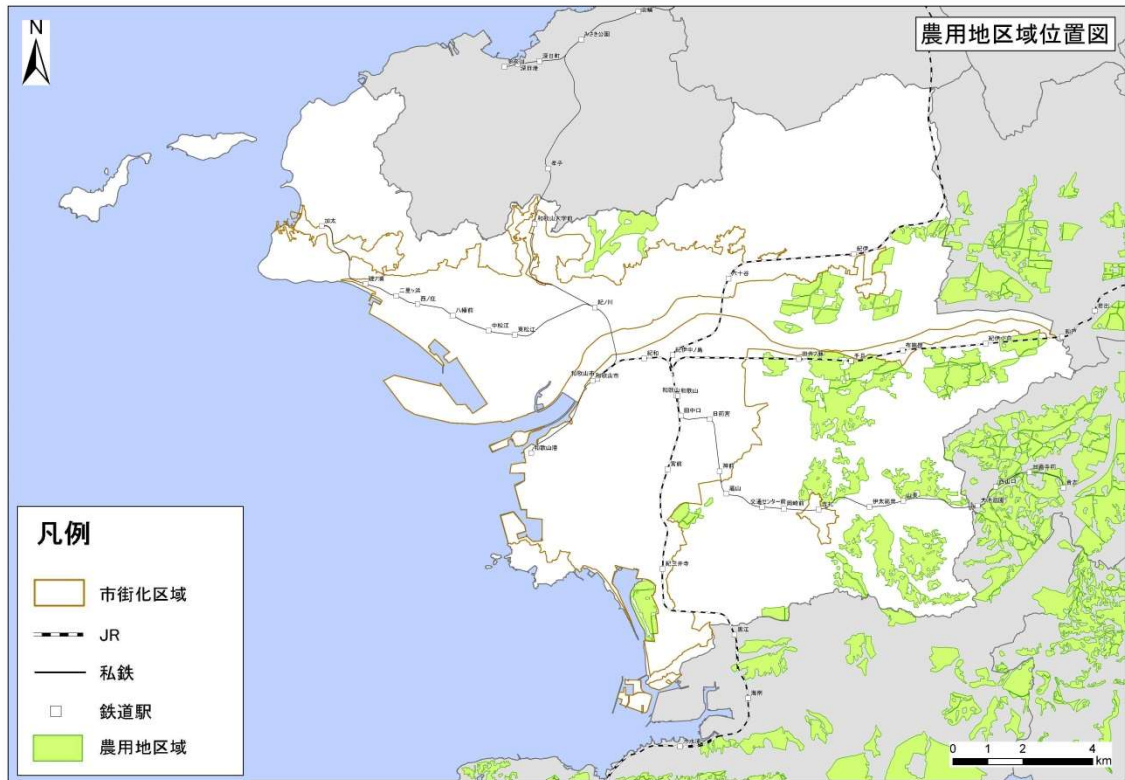
和歌山市では図に示す位置で生産緑地地区を都市計画に定めています。



■生産緑地地区（平成 28 年度末現在）

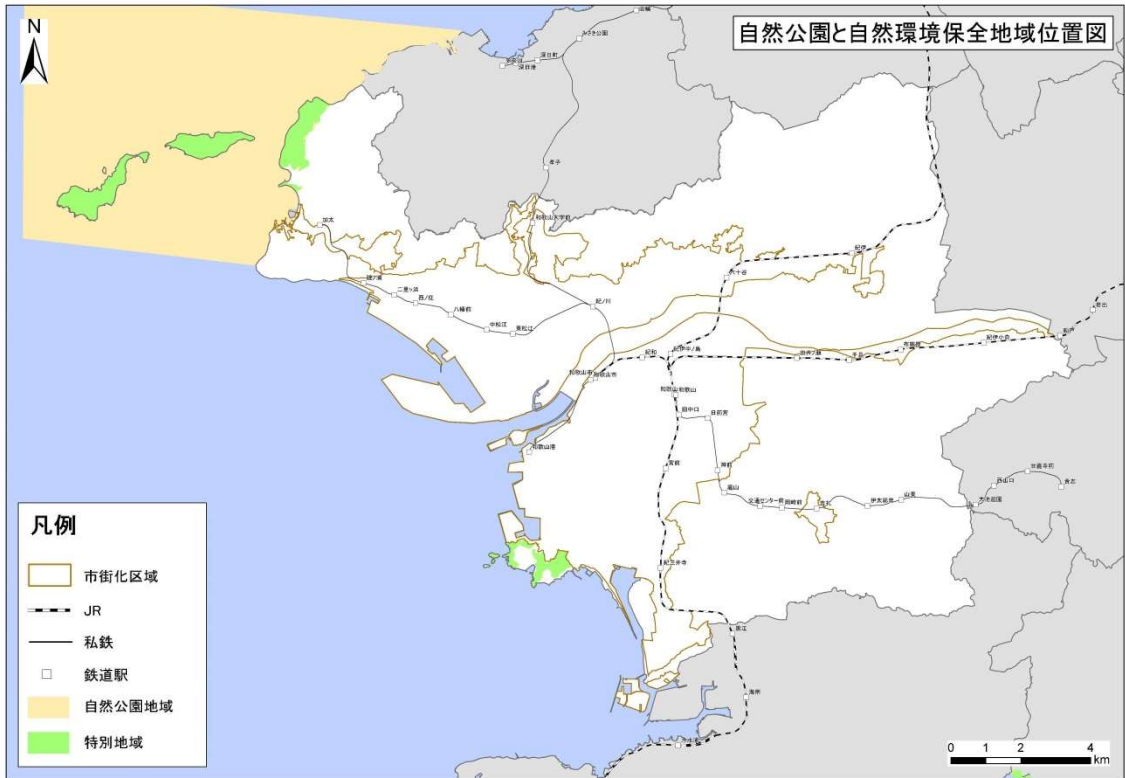
(3) 都市計画以外の土地利用に関する法規制

都市計画以外に、土地利用に関する主な規制として、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域、自然公園法による自然公園（国立公園や国定公園など。）や自然環境保全地域、森林法による保安林があります。和歌山市に関して定められている内容を以下の図に示します。



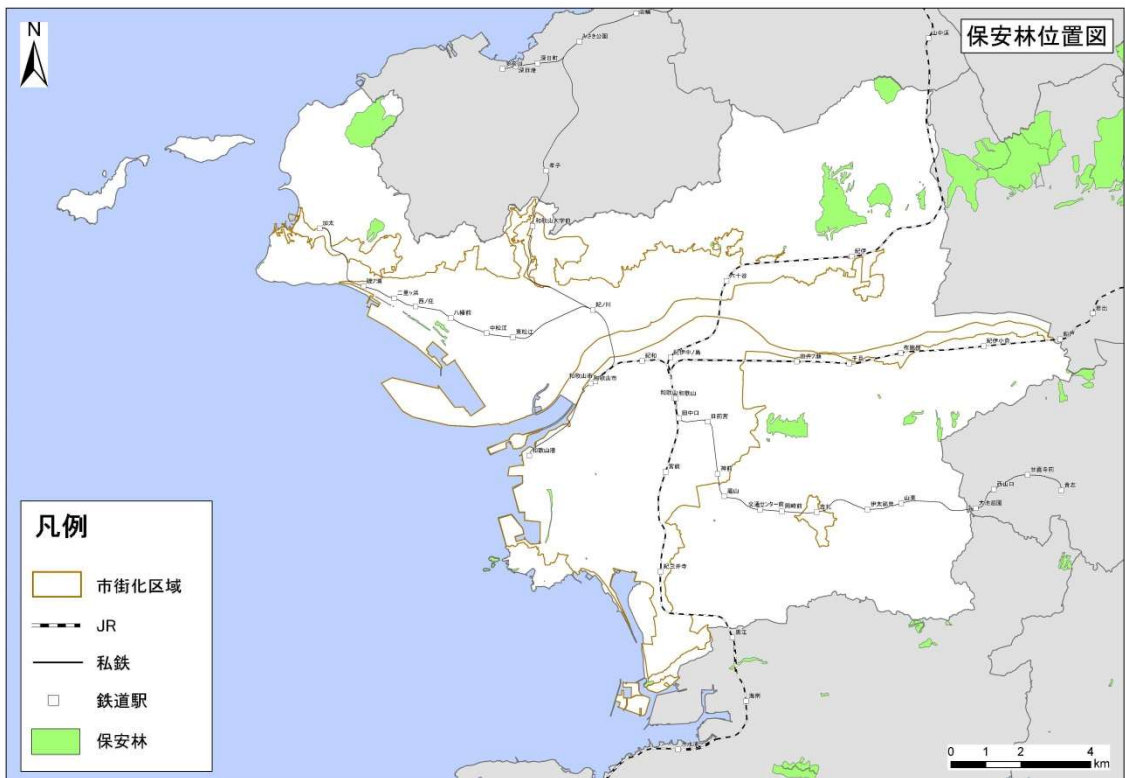
■農用地区域

資料：国土数値情報



■自然公園と自然環境保全地域

資料：国土数値情報



■保安林

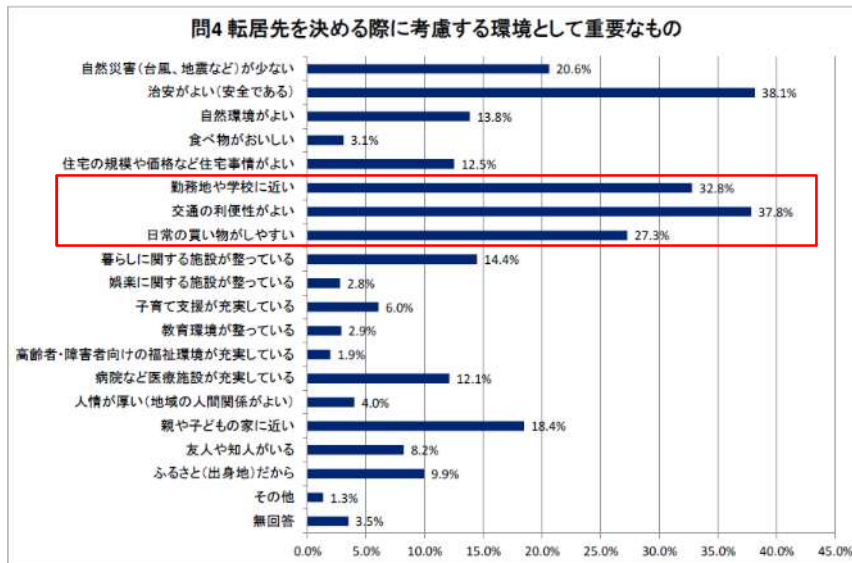
資料：国土数値情報

9. 市民意識

(1) 転居先を決める際の重要な要因

転居先を決める際に考慮する環境として重要なものは、「交通の利便」や「勤務地や学校に近い」「日常の買い物がしやすい」など、都市機能の利便性を要因にしている人が多い傾向にあります。

問4 転居先を決める際に考慮する環境として重要なもの(N=976) ※複数回答有



■ 転居先を決める際に考慮する環境として重要なものについて、「治安がよい(安全である)」が38.1%と最も多いです。

■ 次いで、「交通の利便性がよい」が37.8%、「勤務地や学校に近い」が32.8%です。

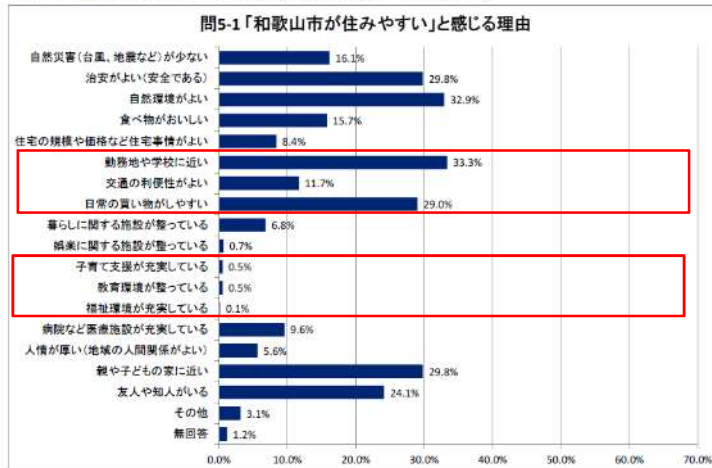
■ 転居先を決める際に考慮する環境として重要なもの

資料：和歌山市まち・ひと・しごと創生に関するアンケート調査結果 より抜粋

(2) 和歌山市の住みやすさ・住みにくさ

本市の住みやすいと感じる理由は、「勤務地や学校に近い」「日常の買い物しやすい」など、都市機能増進施設の近接さを要因にしている方が多い傾向にあります。一方で、「交通の利便」や「子育て支援」「教育環境」「福祉環境」については、理由として挙がっている割合が低く、特定の都市機能の整備が本市の住みやすさ向上の課題といえます。

問5-1 「和歌山市が住みやすい」と感じる理由 (n=762) ※複数回答有



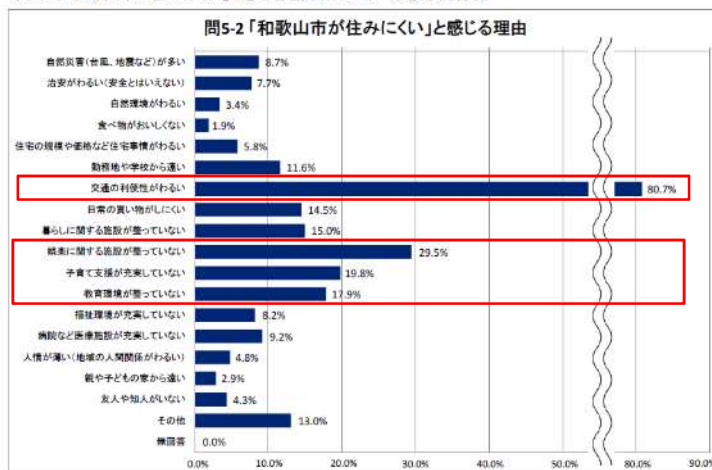
- 本市が住みやすいと感じる理由について、「勤務地や学校から近い」が最も多く33.3%。次いで「自然環境がよい」が32.9%、「治安がよい(安全である)」と「親や子どもの家に近い」が29.8%です。
- 住みやすいと感じる理由として回答が少なかったのは、「福祉環境が充実している」が0.1%、「教育環境が整っている」と「子育て支援が充実している」が0.5%、「娯楽に関する施設が整っている」が0.7%です。

■和歌山市が住みやすいと感じる理由

資料：和歌山市まち・ひと・しごと創生に関するアンケート調査結果 より抜粋

また、本市の住みにくいとを感じる理由は、「交通の利便」「娯楽に関する施設」「子育て支援」の整備・充実が不十分であるとの回答が多い結果となっています。

問5-2 「和歌山市が住みにくい」と感じる理由 (n=207) ※複数回答有



- 本市が住みにくいとを感じる理由について、「交通の利便性がわるい」が最も多く80.7%です。次いで、「娯楽に関する施設が整っていない」が29.5%、「子育て支援が充実していない」が19.8%、「教育環境が整っていない」が17.9%です。
- 住みにくいとを感じる理由として回答が少なかったのは、「食べ物がおしくない」が1.9%、「親や子どもの家から遠い」が2.9%、「自然環境がわるい」が3.4%です。

■和歌山市が住みにくいとを感じる理由

資料：和歌山市まち・ひと・しごと創生に関するアンケート調査結果 より抜粋

10. 都市機能施設の利用状況

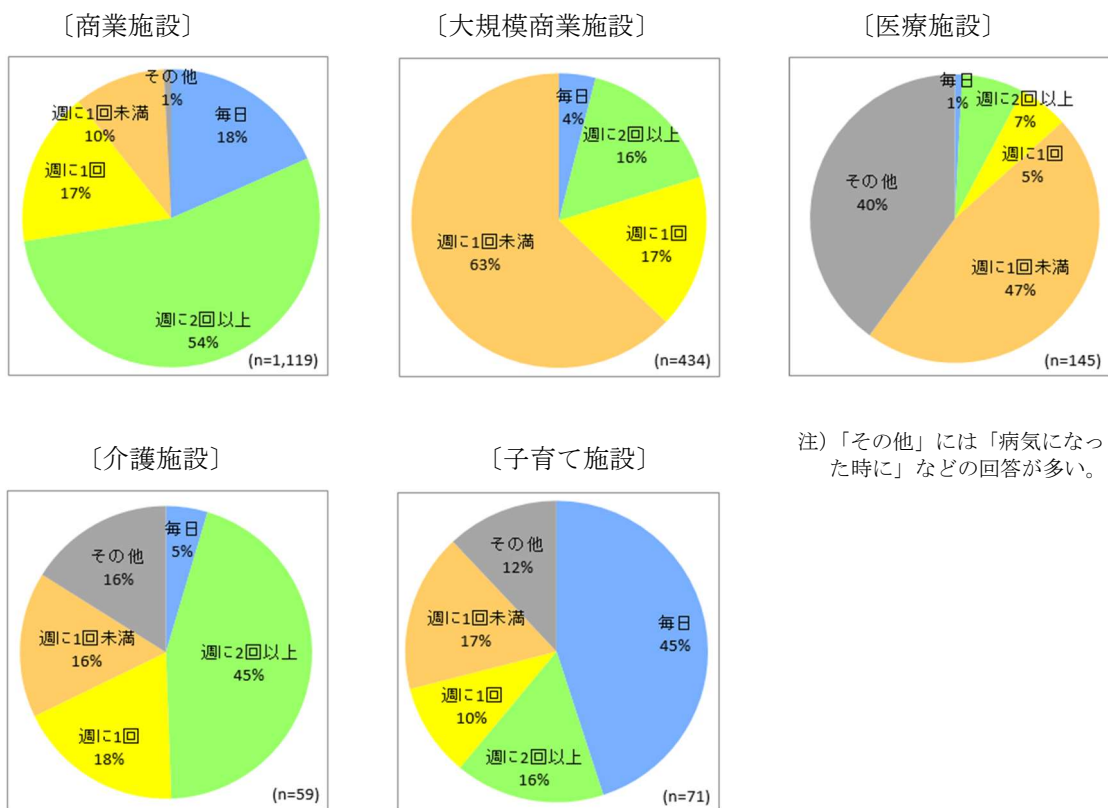
(1) 日常的に使われている施設

平成 27 年度の立地適正化計画に係る市民アンケートから、施設別に外出回数、移動時間から、日常的に利用されている施設、比較的広域的な利用がなされている施設について示します。

1) 外出回数

商業施設、介護施設、子育て施設などで、外出回数が週に 2 日以上が半数以上で、日常的に利用されています。医療施設については、週に 1 回未満が多いですが、病気になった時など、日常的に必要な施設と言えます。

大規模商業施設については、週に 1 回未満が 50%以上を占めていますが、週末などに出かけていく施設として利用されていると考えられます。



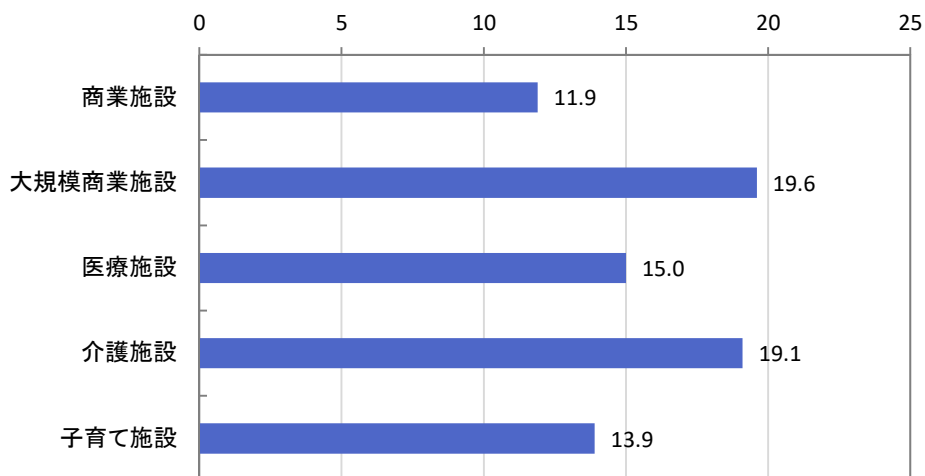
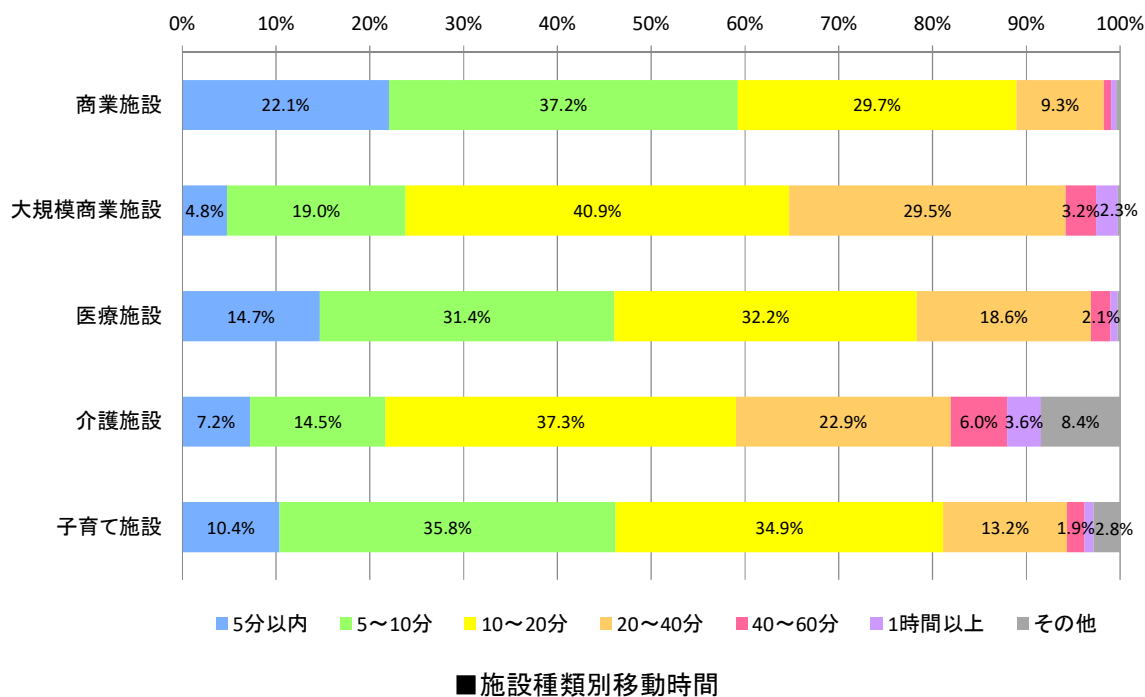
注)「その他」には「病気になった時に」などの回答が多い。

■施設種類別外出頻度

2) 施設別の移動時間

20分未満の移動時間が70%以上を占める施設は、商業施設、医療施設、子育て施設で、身近にある施設として利用されているものと言えます。

移動時間が比較的長い施設は、大規模商業施設、介護施設であり、それぞれ平均移動時間は19.6分、19.1分となっています。



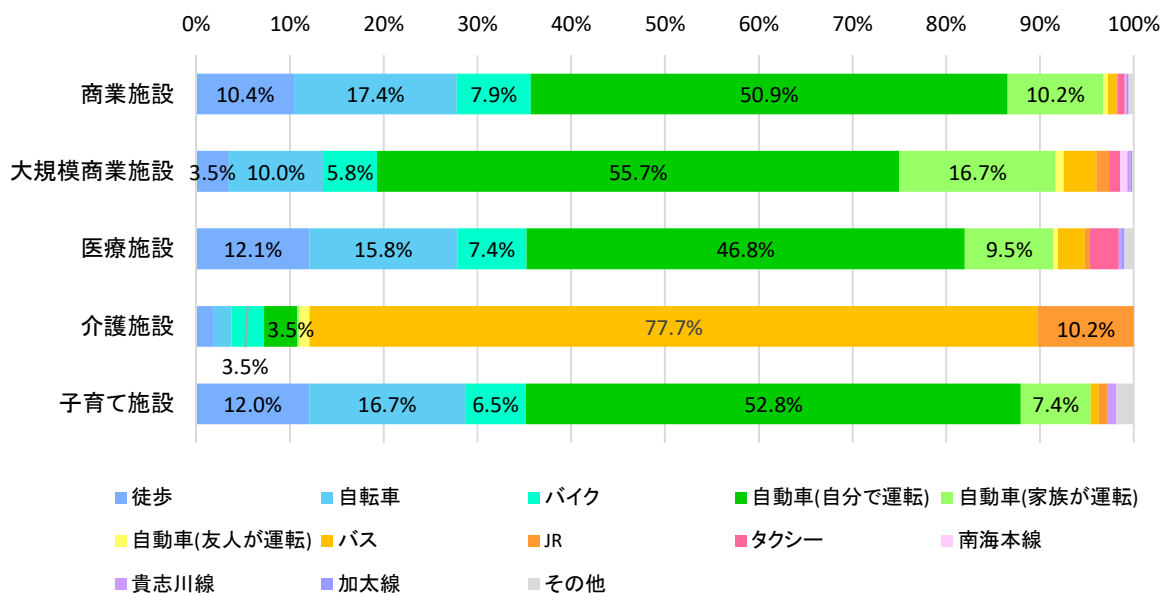
* 無回答を除き、それぞれのレンジの中間値を使って算出 (例: 5～10分⇒7.5分)
ただし、5分以内⇒5分、1時間以上⇒1時間

■ 施設別平均移動時間

3) 利用交通手段

利用交通手段は、一部の施設を除き、自動車（自分の運転）が最も多く、大規模商業施設では、自動車が70%以上、比較的小規模の商業施設では、60%程度を占めています。徒歩、自転車の利用率が高い施設は、「商業施設」、「医療施設」、「子育て施設」です。

介護施設の場合、送迎サービスがあることから、バス利用が約78%を占めています。



■施設種類別利用交通手段

上記、外出頻度、移動時間、利用交通手段からみて、日常的に利用されている施設は、「商業施設」、「医療施設」、「子育て施設」、「介護施設」と考えられます。大規模商業施設については、広域的な集客力を持つ施設として利用されている施設として考えられます。

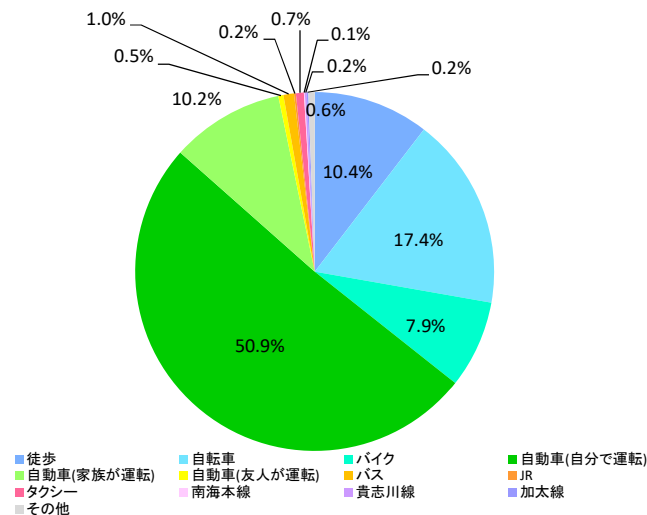
(2) 主要な施設の出発地、目的地の特性

立地適正化計画において対象となる、商業、医療、福祉などの都市機能に関連する施設の内、商業施設、大規模商業施設、医療施設、子育て施設、介護施設を対象に、出発地（居住地）と目的地（施設位置）から、それぞれが持つ利用圏域について以下に概観します。

1) 商業施設

i) 手段別の特性

日常の買物施設の交通手段は、自動車利用率（自分で運転+家族が運転）が約62%と最も多く、次いで二輪車（バイク+自転車）の約25%となっています。中心市街地及びその周辺では徒歩、二輪車の利用が相対的に高く、郊外部では自動車利用が多く、身近な施設も自動車利用による移動が多いことを示しています。

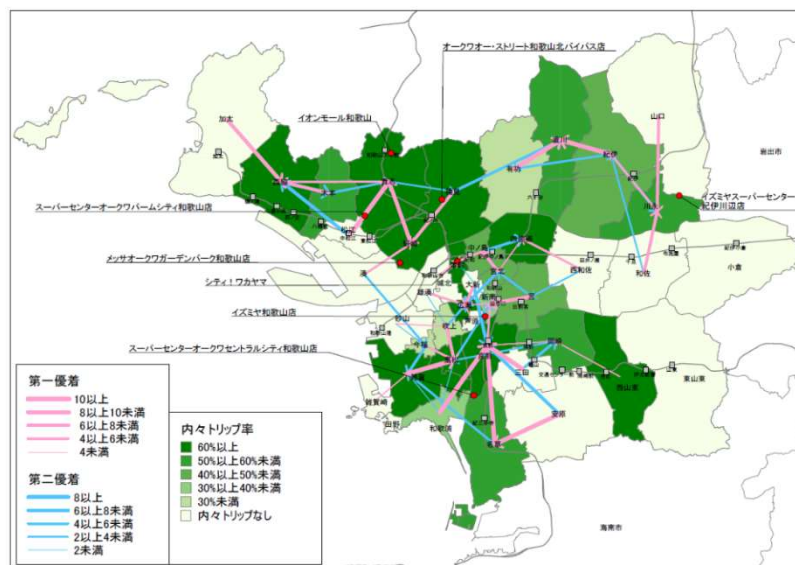


■交通手段分担率：日常的な買物施設

ii) 出発地、目的地の特性

紀ノ川から南部では、施設を中心に放射状の移動が多いことがわかります。

また、当該地区内の商業施設の利用率（内々率）が高いのは、本町、宮北などの中心市街地及び砂山、高松地区となっています。紀ノ川を挟んで、移動の形態が異なり、紀ノ川から北では、東西方向もしくは、隣接地区への移動が多くなっています。

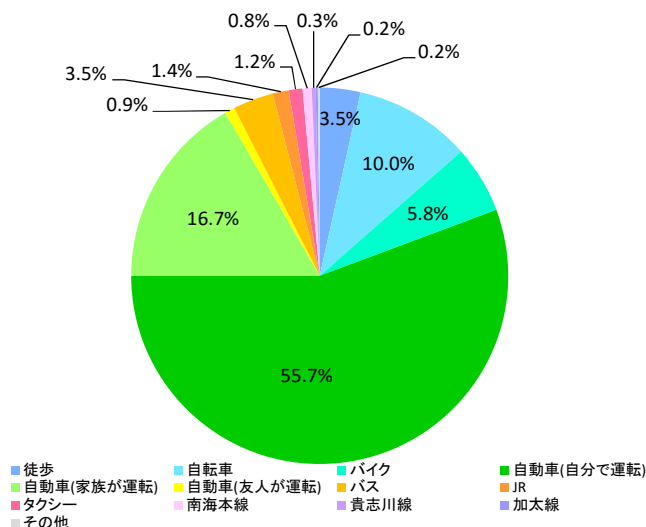


■出発地と目的地：商業施設

2) 大規模商業施設

i) 手段別の特性

大規模商業施設については、自動車利用率が約74%と自動車利用が高くなっています。中心市街地及びその周辺地区では、相対的に二輪車の利用が郊外部に比べて高くなっています。

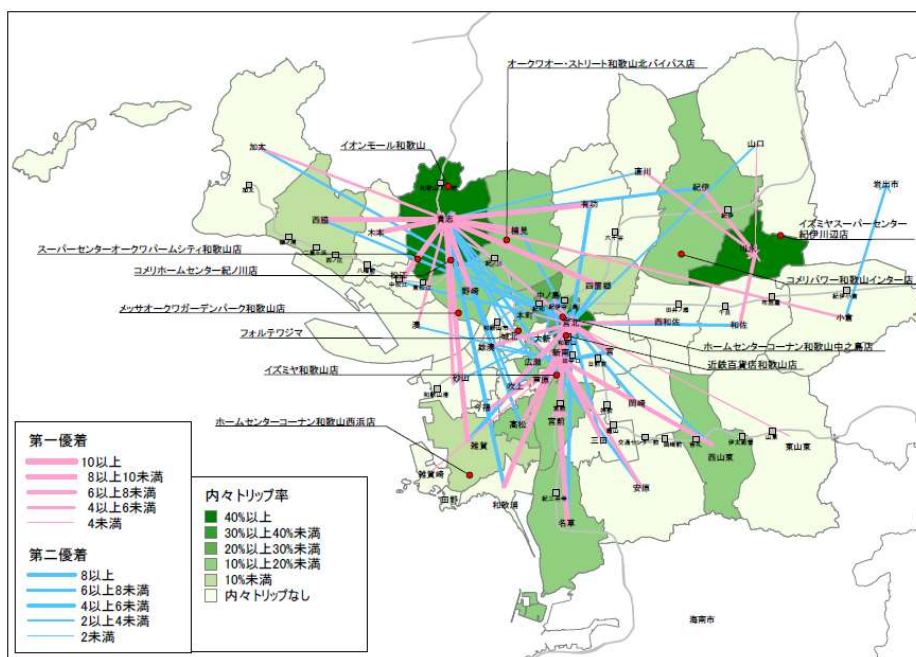


■交通手段分担率：大規模商業施設

ii) 出発地、目的地の特性

大規模商業施設への移動については、貴志地区、宮北地区、新南地区への集中が顕著であり、それぞれ市内の中でも大規模な商業施設が立地している地区です。

また、市内の東部地域からの上記の地区への動きは少なく、川永地区もしくは隣接する岩出市方面への利用が主です。

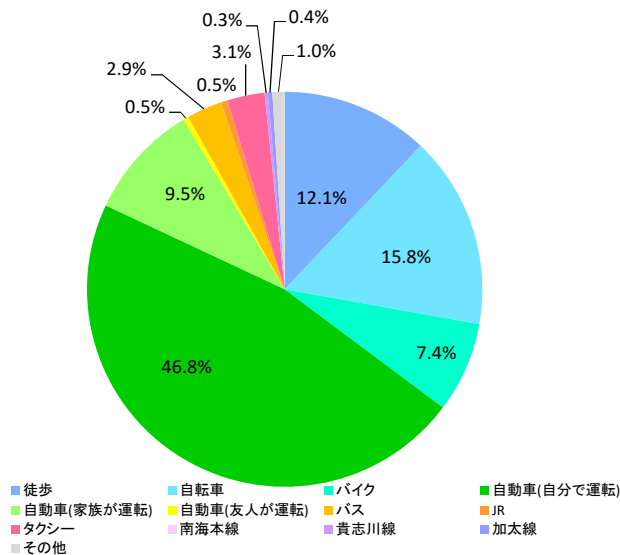


■出発地と目的地：大規模商業施設

3) 医療施設

i) 手段別の特性

医療施設への交通手段は、自動車利用率が最も多く約60%であり、次いで二輪車となっています。徒歩については、中心市街地及びその周辺地区において、相対的に高くなっています。

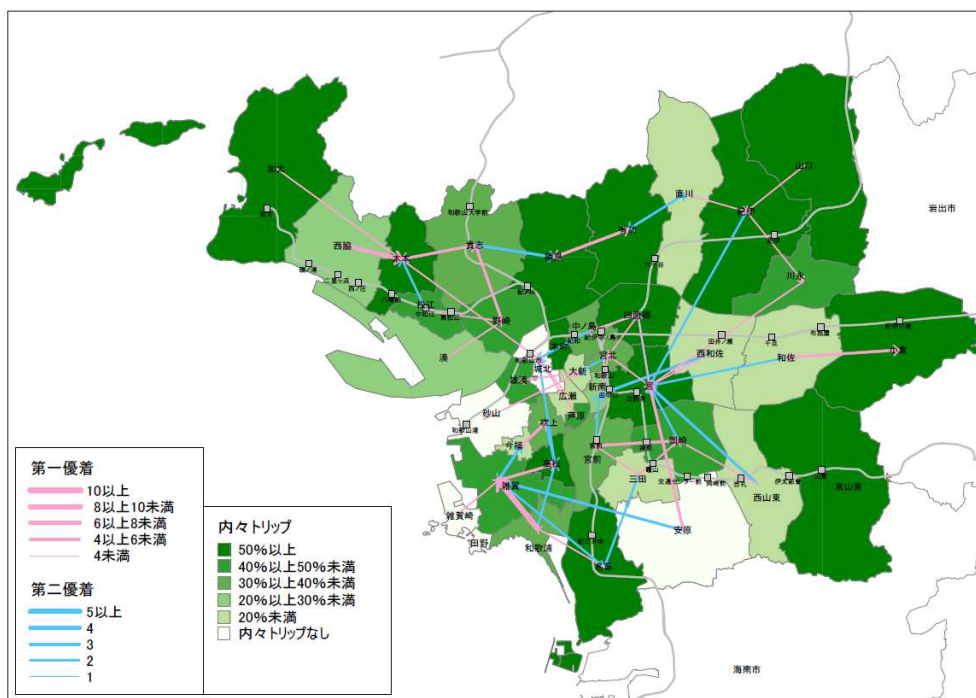


■ 交通手段分担率：医療施設

ii) 出発地、目的地の特性

当該地区内で内々率が50%以上である地区が全体の1/3程度であり、大規模商業施設のように、移動距離の長い移動は少なくなっています。

一方で、木本地区、雑賀地区、貴志地区、野崎地区、宮地区など、核となっている地区への移動が顕著となっています。

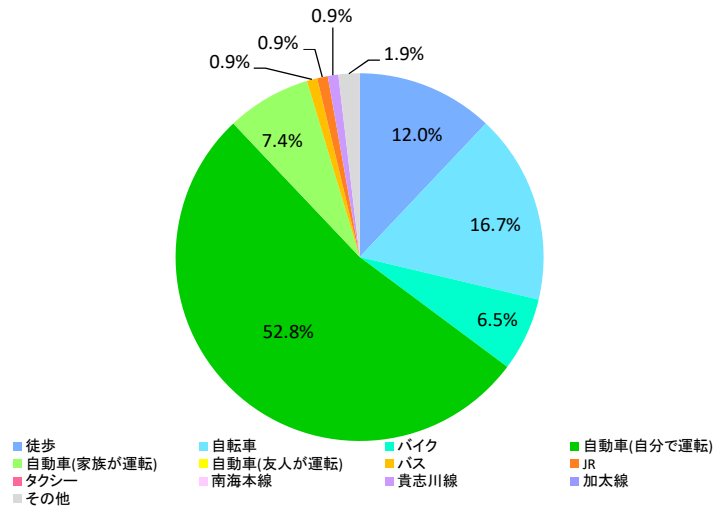


■ 出発地と目的地：医療施設

4) 子育て施設

i) 手段別の特性

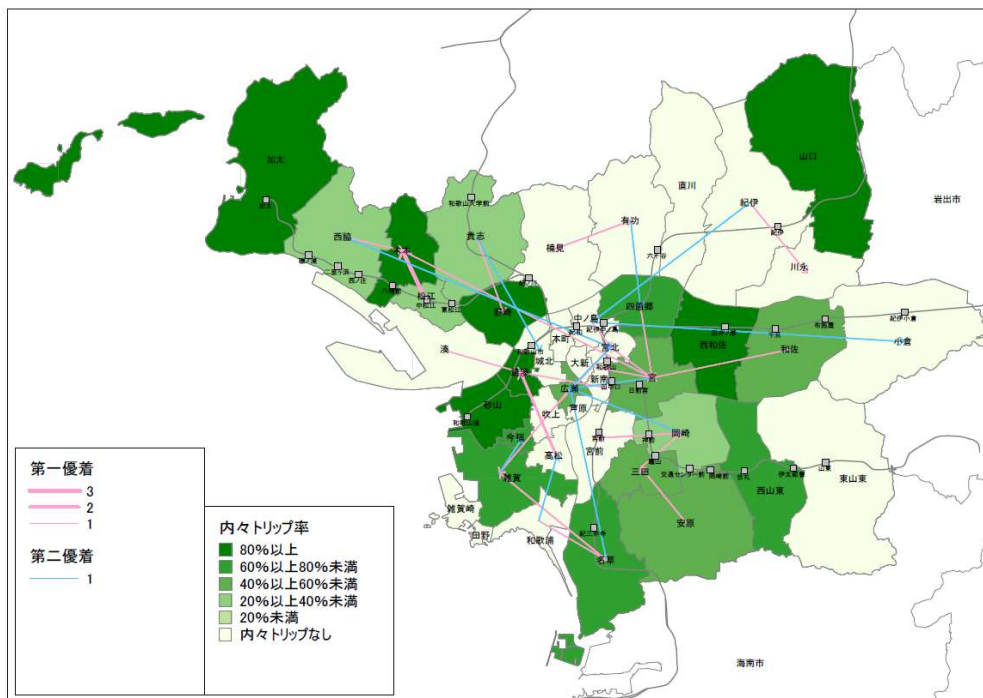
子育て施設への交通手段は、自動車利用率が最も多く約53%であり、次いで二輪車となっています。徒歩については、中心市街地及びその周辺地区において、相対的に高くなっています。



■ 交通手段分担率：子育て施設

ii) 出発地、目的地の特性

当該地区内での内々率は、郊外の地域で高く、隣接する地区への移動だけでなく移動距離は比較的に長くなっています。

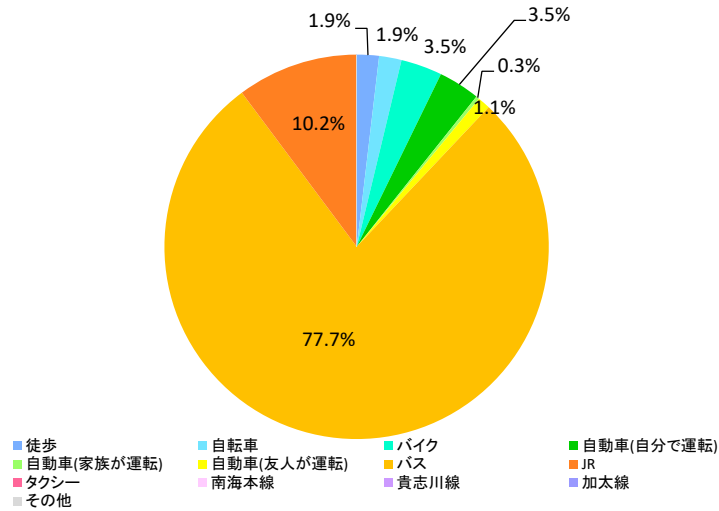


■ 出発地と目的地：子育て施設

5) 介護施設

i) 手段別の特性

介護施設への交通手段は、送迎などのバスが最も多く約78%となっています。

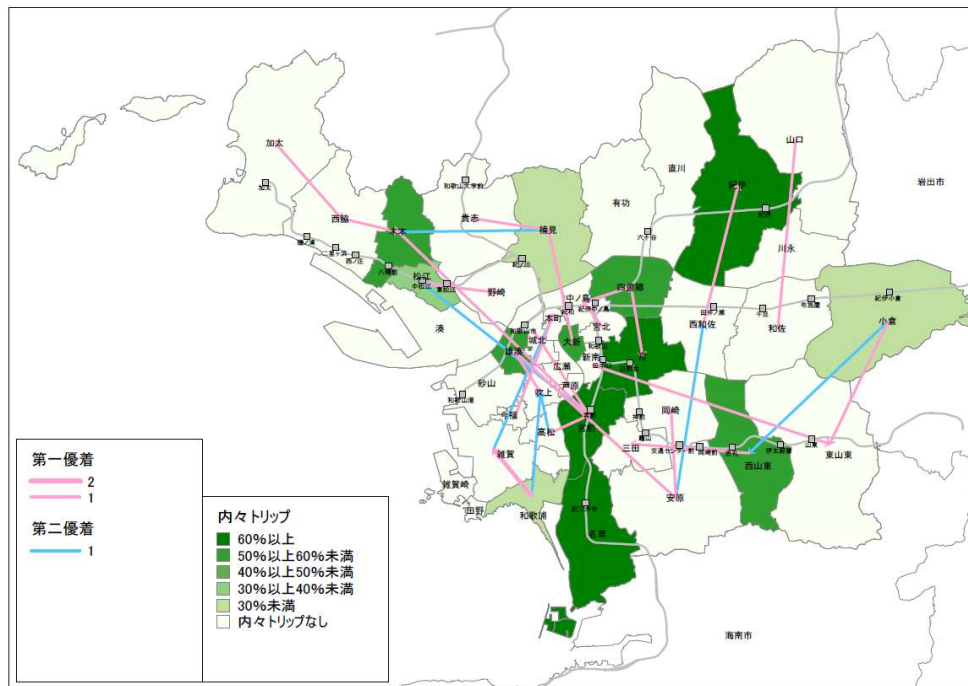


■ 交通手段分担率：介護施設

注) バスには、送迎用のバス等も含む。

ii) 出発地、目的地の特性

当該地区内での内々率は、郊外の地域で高く、隣接する地区への移動だけでなく移動距離は比較的長くなっています。



■ 出発地と目的地：介護施設